

八郎瀉町総合振興 第5次基本構想

人・環境・文化のきらめくまち八郎瀉



平成18年4月

Hachirogata



「八郎潟町総合振興第5次基本構想」

策定にあたって

21世紀を迎えた今日、ますます進む少子・高齢化、高度情報化の到来、地方の自立を促す地方分権の流れ、地球規模の環境保全、地方における国際化の進展など大きな時代の潮流が押し寄せています。これらに対応しながら町民の幸せを構築するためのまちづくりをすすめていかなければなりません。

このため、これまでの成果を活かしつつさらなる発展を期するため、平成27年度を目標年次とした「八郎潟町総合振興第5次基本構想」を策定いたしました。

本基本構想のなかにあります

「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」は、

目指すまちづくりの基本理念であります。

まちの将来像は、「町民と行政が手を携えるまちづくり」、「安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり」、「快適な暮らしを営める生活環境のまちづくり」、「時代の流れを捉えた産業を振興するまちづくり」、「教育・芸術文化の薫る心豊かなまちづくり」と定め、町民の目線にたった施策を推進するものです。そして、生活環境の向上、産業の振興、教育文化の発展をすすめ、子どもから高齢者まで安全・安心に暮らせるまちづくりをしようとするものです。

この計画の実現にあたっては、町民ひとり一人が八郎潟町に住む幸せと喜びを実感できることを目指し、鋭意努力する所存です。そのためには、町民と行政が共に考え、共に行動する協働のまちづくりを基本に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに本計画は、公募した30名の委員からなる「まちづくり委員会」の提言や、各種団体長及び有識者による「基本構想審議会」のご意見を受けて策定されたものです。任にあたりました多くの皆様にあらためて謝意を申し上げます。

平成18年4月

八郎潟町長

土橋多喜夫

八郎瀉町民憲章

わたしたちは、みのりある大地と、
たぐいない干拓の歴史をもつ、
湖に恵まれた八郎瀉町民であることを誇りとし、
未来にむかってより住みよく、
限りない豊かな発展をねがい、つぎの憲章を守ります。

- 1 . 心身を鍛え、健康で明るい町をつくります。
- 2 . 学習し、伝統を受けつぎ創造性豊かな町をつくります。
- 3 . 仕事に誇りをもち、活力ある町をつくります。
- 4 . 助け合い励まし合い、共感し合う町をつくります。
- 5 . きまりを守り、平和で美しい町をつくります。

昭和 61 年 9 月 30 日制定
八郎瀉町民憲章制定委員会

目 次

第1編 基本構想編

第1章 計画策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格・構成	2
第2章 計画の背景	
第1節 時代の潮流	3
第2節 第4次基本構想八郎潟町総合発展計画の成果	5
第3節 町の沿革	7
第4節 主要指標等の見通し	8
第3章 まちづくりの課題	
第1節 参加と連携によるまちづくりの推進	11
第2節 保健・福祉・医療の推進	11
第3節 生活環境の整備	12
第4節 産業の振興	12
第5節 教育の充実・文化の振興	13
第4章 まちづくりの基本理念と将来像	
第1節 まちづくりの基本理念	14
第2節 まちの将来像	15
第5章 施策の大綱	
第1節 町民協働の推進	17
第2節 保健・福祉・医療の充実	18
第3節 生活環境の整備	20
第4節 産業の発展	21
第5節 教育・文化の振興	23

第2編 基本計画編

第1章 町民と行政が手を携えるまちづくり	
第1節 町民と行政が手を携えるまちづくり	25
第2節 定住化の促進	27
第2章 安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり	
第1節 保健センターを拠点とした町民の健康づくりの推進	29
第2節 乳幼児期の健康づくりと育児支援	31
第3節 成人期の健康づくり	33
第4節 高齢期の健康づくり	35

第5節	心の健康づくり・自殺予防	36
第6節	元気をめざす高齢者福祉対策	37
第7節	自立を支援する障害者福祉対策	40
第8節	地域ぐるみの児童福祉対策	42
第9節	老後を支える国民年金	44
第10節	国民健康保険事業の健全運営	46
第3章 快適な暮らしを営む生活環境のまちづくり		
第1節	交通安全・防犯体制の充実	48
第2節	消防の充実・防災体制の強化	50
第3節	道路網の整備	52
第4節	除雪体制の整備	54
第5節	上水道の整備	56
第6節	下水道の普及	58
第7節	ごみ減量化とリサイクル化の推進	60
第8節	町営住宅の整備	63
第4章 時代の流れを捉えた産業を振興するまちづくり		
第1節	農業の振興	65
第2節	農業生産体制の強化と生産基盤の充実	67
第3節	林業と漁業への取り組み	69
第4節	商工業の振興	71
第5節	観光の振興	73
第5章 教育・芸術文化の薫る心豊かなまちづくり		
第1節	幼児教育の充実	75
第2節	学校教育の充実	77
第3節	青少年健全育成の推進	79
第4節	社会教育の充実	80
第5節	芸術文化の振興	82
第6節	文化財の保護と継承	83
第7節	スポーツ・レクリエーションの推進	85

資料編

審議会委員名簿	87
策定の経過	88
諮問書	90
答申書	91
町章・町の木・町の花	94
町民歌・八郎湯小唄	95

第1編 基本構想編

第1章 計画策定にあたって

第2章 計画の背景

第3章 まちづくりの課題

第4章 まちづくりの基本理念と将来像

第5章 施策の大綱

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町はこれまで、第4次基本構想である八郎潟町総合発展計画のもと、道路・下水道などの生活基盤整備や稲作複合経営の推進・地域商品券などの産業施策、中学校校舎改築などの教育文化施策、高齢者福祉などの保健福祉施策をすすめて、暮らしやすいまちづくりに努めてきました。

しかしながら、この間社会の変革が進んだこと、湖東3町の合併がならず当分の間自立をめざすことなど、まちを取り巻く時代潮流にも著しい変化がみられ、対応が求められることとなりました。

まず社会全般をみると、これまでの国づくりへの反省から、地方分権が具体化されつつあり、地域の自立が求められることとなりました。住民と行政のあり方についても見直しが進み、住民参画によるまちづくりが全国で試みられています。

このため、これからのまちづくりでは、人々が暮らしやすい魅力ある地域づくりをめざして、地域の資源を積極的に活かしながら、住民と行政がともに力を合わせていくことがますます重要になるものと考えられます。

また少子高齢化がより顕著となり、子供たちが健やかに育ち、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりがこれまで以上に求められることとなりました。このため、児童福祉・高齢者福祉の重要性がますます高まっています。

また平成12年度から介護保険制度が施行されましたが、その円滑な運用も望まれています。

このほかインターネットの普及など、情報通信技術が著しい発達をみせていますが、これらを有効に活用したまちづくりがすすめられようとしていません。このため、情報通信基盤の整備や情報化時代に対応できるまちづくり・人づくりが求められています。

一方、個人のライフスタイルをみると、価値観も多様化し、生活行動圏も広がりを見せています。この結果、さまざまな行政へのニーズが生じています。

このため行政には、広域的な連携をすすめてつつ、ニーズにきめ細かく対応していくことが求められています。

また人々のさまざまな生き方を反映して、男女共同参画社会の実現など、誰もが平等に社会参画できる仕組みづくりも求められています。

こうした時代潮流のなか、21世紀の本町には、社会の変革に的確に対応しながら、住民が真に暮らしやすい、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりが求められています。

これからは、豊かな自然をまもりながら、住民の生活環境の充実を図り、地域の資源や立地条件を活かした産業振興、豊かな感性を備えた人づくり、誰もが安心して暮らせる健康福祉の充実などを総合的視野から計画的にすすめていかなければなりません。

ここに、未来を展望する新たなまちづくりの指針「八郎潟町総合振興第5次基本構想」を策定しました。

第2節 計画の性格・構成

(1) 計画の性格

この計画は、今後10年間のまちづくりの指針となる計画です。現状をふまえながら、長期的展望のもとに町の将来像を示し、町政運営の基本的方向を定めるものです。

町政にとっては、各種の計画策定、施策の推進、事業の実行にあたっての総合的指針となります。また国・県など関係機関とともに施策を推進していく場合も、この計画が基本的指針となります。

(2) 計画の構成と期間

この計画は、基本構想・基本計画・実施計画から構成されています。

基本構想(10年間)

基本構想は、まちの基本的課題を把握し、町の将来像を設定するとともに、将来像を実現するための理念や施策の大綱などを示し、町政の基本的方向を定めるものです。

平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする10カ年を計画期間としています。

基本計画(5～10年間)

基本計画は、まちづくりの現況と課題を把握しながら、基本構想に基づき、町政各分野の基本的施策を定めるものであり、前期～後期を含めて策定します。

基本計画期間

- ・前期計画 平成18年度～平成22年度の5カ年間
- ・後期計画 平成23年度～平成27年度の5カ年間

実施計画(3年間)

実施計画は、基本計画で定めた基本的施策を具体化し、事業実施の年度計画とその財政的裏付けを定めるものです。社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、計画期間は3カ年とし、平成18年度から平成20年度を第1期期間として、ローリング方式により毎年度見直すものとします。

実施計画期間 平成18年度～平成20年度の3カ年間

第2章 計画の背景

第1節 時代の潮流

まちを取り巻く時代の潮流をふまえながら、これからのまちづくりをすすめていくものとします。

(1) 地域の自立と連携

これまでの我が国では、大都市の発展の一方で、地方都市や農村の著しい活力低下を招いてきました。国は、このことを背景として制度の見直しを行い、地方分権が具体化されようとしています。

このような地方分権社会のもとでは、それぞれの自治体の自立的な発展が求められ、地域の資源を活かしながら、創意工夫によるまちづくりをすすめることが重要になっています。魅力的な暮らしやすい地域づくりのためには、住民と行政の協働が有効との考えから、住民参画のまちづくりも試みられています。

また、生活行動圏の拡大への対応と広域にわたる事業の効率的推進のために既存の行政単位を越えた連携がすすめられ、より広い視野での地域づくりがすすめられていくものと思います。

(2) 少子化・高齢化

厚生労働省によると、65歳以上人口の割合は今後も増え続け、より高齢化が進むことが予測されています。その一方で少子化傾向が今後も続き、我が国の総人口は、21世紀初頭にピークを迎えたのち、減少に転じることは確実とみられています。

少子高齢化の進行により、子供を育てやすい環境づくりや、高齢者が安心して元気に暮らせる環境づくりが今まで以上に求められるものと考えられます。このため、児童福祉・高齢者福祉の重要性がますます高まっています。

少子高齢化による地域の活力低下も懸念されていますが、一方では密度の濃い教育が可能となること、高齢者の社会参加も見込めるという側面もあり、少子化・高齢化と人口の減少を肯定的にとらえていくことも考えられます。

(3) ライフスタイルの多様化

我が国は、経済成長を通じて消費的拡大を達成してきましたが、その反面でさまざまな問題を抱えるに至っています。このことへの反省と国民の生活水準の向上、自由時間の増大、情報通信技術の発展などを背景として、人々の価値観やライフスタイルはますます多様化しています。行政へのニーズも

複雑化しつつあり、きめ細かな対応が求められています。

特に、「ものの豊かさ」よりも「心の豊かさ」が重んじられる傾向にあることから、スポーツ・レクリエーション活動、学習・文化活動などを自由に楽しめる環境づくりが求められています。また人々の価値観やライフスタイルの変化を反映して、子育て・介護支援の充実、男女共同参画社会に向けた取り組みなども、重要性を増しています。

(4) 情報化・国際化の進展

パーソナルコンピュータやインターネットなど、情報通信技術の発展は目覚ましく、社会経済の仕組みや人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。さまざまな場面における情報通信の果たす役割は、近年飛躍的に増大し、今後もこの傾向が続くと考えられます。このような高度情報化社会の進展により、個人の自由な活動の幅が広がる結果となりました。また企業立地の自由度が増し、大都市から離れた地域での産業発展の可能性ももたらされています。

また、このような情報通信技術の発展を背景として、人・物・情報などの国際的交流がより活発になっています。これまでの枠組みにとらわれないさまざまな主体による自由な交流が、さらに広がりをみせています。

(5) 環境問題への関心の高まり

これまで、我が国を含む多くの国々では、経済成長の一方で環境破壊を引き起こし、人々の健康や自然環境への影響が懸念されてきました。

このことを背景として、人々の環境への問題意識が高まっています。自然環境への負荷の高い従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活様式が見直され、生産からリサイクルまでを考えた、循環型資源利用のための取り組みがすすめられています。

これを受け、行政による環境問題への取り組みが重要性を増す一方で、ごみの減量化やリサイクルへの取り組みなど、人々の自主的な活動の大切さも、これまで以上に大きくなっています。

第2節 第4次基本構想八郎潟町総合発展計画の成果

1. 「健康に満ち、人にやさしい福祉のまち」

平成12年度から、全国一斉に始まった介護保険制度は特別会計を設定して、毎年度約5億円で事業をすすめてきました。施設介護メニューや在宅介護メニューを十分取り入れており、安心した高齢者福祉をすすめてきました。早朝健診事業は、町民の健康管理に大きく役立っています。個々の検診データを一元管理するため健康管理システムを導入し、きめ細やかな健康指導を行っています。

小学生をもつ、共働き夫婦の子育て環境を充実させるために、小学生を対象に学童保育事業を実施しています。八郎潟小学校の空き教室を活用して指導員を配置し、放課後から保護者が帰宅する夕方まで行っています。

八郎潟保育園を地域子育て支援センターに指定し、育児相談等の拠点にしました。また、保育所地域活動事業、一時保育促進事業、延長保育促進事業、乳児保育促進事業等の支援を行い、働く親の育児環境整備に力を入れてきました。

老人福祉センターの改修を行い、デイサービスに通うお年寄りの利用改善を図っています。

2. 「豊かで活力ある産業のまち」

農村生活環境の整備を図るため、平成13年度において真坂地区にコミュニティ施設を建設しました。また平成14年度において地区環境の整備と同時に町民の散策、レクリエーション施設として塞ノ神農村公園が完成しました。本町の水稲と転作の複合経営を支援し、農家経営の安定と生産性向上を図るため、転作作物の普及や転作団地化を促進するため、水田農業経営確立対策事業を実施しました。

町内商工業の活性化と、商店街の振興を図るため平成14年度から平成16年度までの3ヵ年間、商工会共通商品券補助事業を実施し、地元商店の販売額向上をめざしました。

3. 「快適でやすらぎのある、充実した生活環境のまち」

町道「中央線」の開通に向けて事業をすすめ、平成17年度に完成しました。窓口業務の迅速性と正確で見やすい書類の整備を図るため、戸籍事務の電算化を図りました。これにより戸籍謄本、抄本が従来のものより見やすく、わかりやすくなり窓口を訪れる方々の待ち時間も短縮されています。

地籍調査事業が継続的にすすめられ、所有する土地等の境界が確定し、個々の所有財産の明確化が図られ、町民の理解度の高まりを見せています。

平成13年、高岡コミュニティーセンターの改修を行い、内装の一新や高齢

者に配慮したバリアフリー化され、支障もなく地区住民に利用されております。また長年懸案であった地区文化財の保存資料室もでき、喜ばれています。

4 . 「さわやかで潤いのある、豊かな自然にまつまれたまち」

平成9年に国土交通大臣から「手づくり郷土賞」の指定を受けた駅前のせせらぎのある公園内におりおりの花を植えるなどして、環境整備に努めてきました。

5 . 「若さと希望あふれる教育・文化・スポーツのまち」

八郎潟中学校の整備については、グラウンド、テニスコート等の整備、外構工事など継続的に工事をすすめ、平成13年すべて完工し、施設設備の充実した近代的な中学校舎に生まれ変わりました。

小学校のパソコン教育のために、機器を更新しています。



第3節 町の沿革

沿革

明治22年に市制および町村制が公布されたことにより、同年2月一日市村・面潟村が誕生し、その後大正14年12月1日には、一日市村が町制を施行して一日市町となりました。

当時の一日市町の戸数は約470戸、人口約2,600人で、また面潟村の戸数は約640戸、人口は約3,700人でした。

その後、新市町村建設促進法に基づき一日市町と面潟村は昭和31年9月30日合併し、ここに新生八郎潟町が誕生しました。町名は、干拓により美田に変容した八郎潟の歴史を愛惜し命名したものです。

合併後の昭和33年3月には、旧面潟村の一部が分町しましたが、町民一体となって町勢の発展に努めてきました。

自然的・地理的環境

本町は東経140度04分36秒、北緯39度56分48秒（地点・八郎潟町役場）にあり、秋田県の県都秋田市の北に位置しています。東西6.34km、南北5.92km、面積は17.00km²で、県内で最も小さい町です。

東は五城目町と、西は干拓事業により誕生した大潟村と承水路を隔てて接しています。南は馬場目川をはさんで五城目町大川と、北は高岳山系の稜線で旧琴丘町、旧山本町、旧八竜町の合併により誕生した山本郡三種町と接しています。町のほとんどは開けた平野です。

気候は、沿岸平野に属することから、裏日本北方型に属し、冬はアジア大陸、夏は太平洋の影響を受けます。気候の変化は内陸より比較的温暖ですが、季節風の影響を著しく受けます。秋田県内では最も積雪量が少ない地域でもあります。また、自然災害が少ないことも特徴の一つです。

町の南北をJR奥羽本線と国道7号が並走し、東は国道285号を經由して大館、鹿角方面へ、西は男鹿半島や八郎潟干拓地の玄関口として県道と結ばれるなど、交通環境に恵まれています。

また、秋田市、能代市の中間地点に位置する立地性も起因し、県都秋田市の通勤圏域にもなっています。

第4節 主要指標等の見通し

人口・世帯

本町の人口は、昭和40年の8,379人をピークに、平成12年には7,533人、平成17年（国勢調査速報値）では、7,093人となっています。この人口減少は、若年層の流出や少子化等によるもので、この傾向は、今後も続くものと思われま

す。基本計画を策定するにあたり、これまでの推移及び今後の、町営住宅の整備、子育てへの支援、雇用の場の確保等人口定住対策の推進による人口減少率の抑制効果を勘案し、この構想の目標年次である平成27年の目標人口を6,442人と見込んでおります。しかし、人口増対策はこれからもすすめて参ります。

人口構成については、年少人口割合（0～14歳）が出生率の低下によりますます減少し、平成27年には10%程度になると予想されます。

老齢人口割合（65歳以上）については、秋田県は全国平均以上の上昇率で推移しており、平成22年には秋田県が高齢化率全国一となることが推計されており、本町においても29.6%程度になる見通しです。また、平成27年には老齢人口は2,153人、高齢化率は33.4%程度になると予想されます。このため、生産年齢人口割合（15～64歳）については高齢者増加の影響を受けて56.6%程度になる見通しとなっています。

一方、世帯数については人口減にかかわらず核家族化の進行により増加傾向を示しています。一世帯当たりの家族数は過去の減少率から平成27年には2.87人程度と推計され、平成17年の3.09人に比較してなお減少が予想されます。

表1 人口・世帯（人口指標）

（単位：人・%・戸）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
総人口	8,152	7,768	7,533	7,093	6,853	6,442	100.0
年少人口 0～14歳	1,533	1,229	1,002	780	739	647	10.0
生産年齢人口 15～64歳	5,413	5,046	4,728	4,398	4,087	3,642	56.6
老齢人口 65歳以上	1,206	1,493	1,803	1,915	2,027	2,153	33.4
世帯	2,215	2,240	2,323	2,298	2,273	2,248	
一世帯家族数	3.68	3.47	3.24	3.09	3.01	2.87	

注1：平成12年までは国勢調査、平成17年は国勢調査速報値、平成22年、平成27年は秋田県の推計値です。

就業人口

本町の実業者数は、過去20年の推移に見受けられるように第1次産業就業者の大幅な減少により、第3次産業の従事者数が増えているにもかかわらず、平成7年には4,000人台を割り込んでいます。少子高齢化による人口減少とあいまって、さらに減少するものと推計されます。

その産業別就業構成は、農業では農業後継者が減少する一方で、規模を拡大する農家との調整がすすみ、農家の集約が促進され、農家戸数の減少に伴い農業就業人口は減少しています。また、漁業従事者については後継者の不足から減少するものと考えられます。これらのことから平成27年推計では第1次産業就業者数は6.0%、205人程度になると見込んでいます。

一方、第2次・第3次産業では経済活動の進展によるほか、第1次産業からの移行が見込まれるため就業者数の占める割合が大きくなります。特に第3次産業の割合の増加が顕著になり、第2次産業就業者数は21.2%、723人。第3次産業就業者数が72.8%、2,482人となる見通しです。

表2 就業人口

(単位：人・%)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口	第1次産業	527	369	321	275	235	205
	第2次産業	1,518	1,412	1,214	1,034	871	723
	第3次産業	2,063	2,054	2,189	2,307	2,405	2,482
	合計	4,109	3,835	3,724	3,616	3,511	3,410
構成比	第1次産業	12.8	9.6	8.6	7.6	6.7	6.0
	第2次産業	37.0	36.8	32.6	28.6	24.8	21.2
	第3次産業	50.2	53.6	58.8	63.8	68.5	72.8
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(平成17年、22年、27年は推計)

土地利用

本町は1,700haの区域を有し、内水面、農地、林地と自然に恵まれた豊かな環境を保っています。その利用状況は、農用地51%、山林18%、道路・宅地14%、水面・河川・水路4%、原野・その他13%となっています。

土地は、現在および将来における町民の資源であるとともに、生活および生産を通じる諸活動の共通の基盤であることから、その利用にあたっては公共の福祉を優先させ、かけがえのない自然を守りつつ、地域の地形的、社会的条件に配慮して特色ある土地利用がなされなければなりません。

今後は公共事業等により道路・宅地の増加が見込まれることから、農用地等が減少する見通しです。

農用地については、本町産業の重要基盤であるので、今後も優良農地の確保が必要です。本町のほとんどの地区で農業基盤の整備が必要です。

山林については、森林の持つ国土保全、水源涵養、保健休養、自然環境を損なうことのないよう十分に配慮する必要があります。

道路については、国道・県道が整備されていますが、本町の道路網をさらに計画的に改良整備するため、必要な用地の確保が求められています。特に供用開始されている日本海沿岸東北自動車道およびそのアクセス道路は本町にとって大きな効果が期待されています。

宅地については、需要の増加と世帯の細分化によって増加が見込まれます。

都市計画区域

一日市、羽立を中心に1,068haが都市計画区域に指定されており、うち用途地域102haが定められています。今後、都市計画に基づく公園事業及び公共下水道事業がすすめられます。

さらに、町道中央線の開通に伴う新たな街路網の整備、八郎潟駅周辺の街づくりに努めるとともに、緑地の確保、景観の保全等に配慮するなど良好な都市環境の形成と機能的な都市基盤の整備が必要とされます。

農業振興地域

農業振興地域は1,459haで、本町産業振興の重要な場であるとともに良好な生活環境および自然環境の保全要素であることから、これまで農業振興地域整備計画に基づき農業生産の基盤となる農地の保全に努めてきました。

農業情勢の変化により農地の流動化や、転用も多くなってきていますが、今後も優良農地の保全が必要とされます。

第1節 参加と連携によるまちづくりの推進

参加と連携によるまちづくりのためには、「開かれた行政」に向けて情報公開などをすすめる・住民と行政との円滑な情報交換を行い、お互いの信頼を高めていくことが大切です。そのために、住民参加の機会を設けながら、それぞれが協力しあうまちづくりへの機運を醸成していくことが重要です。また、男女がともに助けあうまちづくりのために、男女共同参画社会実現の推進体制づくりに取り組んでいく必要があります。このほか各地との交流により広い視点からのまちづくりをすすめるため、さまざまな分野で国際交流・国内交流をすすめていくことが大切です。

一方では、地方分権の進展や人々の活動圏の拡大により、今後はさまざまな形での広域的連携をすすめていくことが求められており、保健・福祉・医療、文化活動など多くの分野での取り組みを推進していくことが必要です。

このような参加と連携によるまちづくりをすすめる、地方分権の進展や住民ニーズの多様化に的確・柔軟に対応していくため、合理的・効率的な行政運営が必要です。さらに、厳しい財政状況のなか施策を確実に推進していくために、計画的・効果的な財政運営を行っていく必要があります。

第2節 保健・福祉・医療の推進

全国的に少子高齢化が進むなか、人々の健康づくりや福祉に対する意識がますます高まっており、すべての住民が自分らしい生活を安心して送れるまちづくりをすすめていくことが求められています。特に、子供やお年寄り、障害者と健常者が世代間をこえて、安心して子育てができる地域社会の創造をめざしていくことが大切です。

また、多様化する住民ニーズに対して適切な対応が求められており、各種の行政サービスを充実させるだけでなく、家庭・地域・行政が協力しながら、町ぐるみでの取り組みが重要です。

保健・医療については、介護保険事業との連携を図り、福祉施設、総合病院などとの連携をすすめる体制を強化しながら、国の制度などを取り入れて、一人ひとりの健康づくりをすすめていくことが必要です。

福祉については、行政と関係各機関の連携を強め、福祉サービスの向上を図りながら、地域社会全体で支えていく仕組みをつくっていくことが望まれます。そのなかで行政の役割として、関連施設の機能拡充、人材の確保など、ニーズの多様化に対応できる体制づくりが求められています。

そのため近隣市町との連携をより推進していくことが大切です。

第3節 生活環境の整備

本町の住民は、涼冷な気候と恵まれた自然環境のなかで「これからも住み続けたい」と感じ「生活環境が整ったまち」を望み生活を営んできました。21世紀を迎えて社会の変化も一層進むことが予想され、人々が快適に暮らせるまちづくりが強く求められています。このため、自然が豊かで、通勤通学、買い物が便利であるなど、住民一人ひとりが快適に暮らせる生活環境の整備が望まれています。

地域のシンボルでもある森山、高岡山の丘陵地をはじめ湖岸等の豊かな自然は、今後も受け継ぐまちの大切な財産です。計画的な土地利用のもとに必要な居住空間などを確保しながら、まちの自然環境の保全を図っていかねければなりません。

一方、快適な生活環境づくりのため、道路や上下水道などの生活基盤整備が求められており、国・県など関係各機関との連携を図りながら、幹線道路・生活道路・上下水道・住宅・情報通信網などの整備を計画的に推進していくことが必要です。

さらに、住み良い環境づくりのため、ごみの不法投棄の防止や分別収集、リサイクルの推進などに力を注いでいく一方、広域的連携を図りながら消防・防災などへの取り組みを重点的にすすめていくことが大切です。

第4節 産業の振興

農業については、基幹的産業として食料を生産するとともに自然環境の保全などまちの発展に大きな役割を果たしており、引き続き振興策を充実させていくことが必要です。このため、高齢化と担い手不足や小規模兼業農家が多い現状をふまえて、生産基盤の整備とあわせ集落営農を推進し経営規模の拡大や高収益作物づくりの普及を図り、低コストで効率性の高い、活力ある農業を確立することが求められています。

工業については、我が国の長期にわたる不況により、経営が悪化し工場の閉鎖や解雇などが起きています。しかしながら最近の景気の動向に明るさも見えていることから、引き続き企業誘致や既存企業への支援活動を継続的に実施していくことが求められています。

商業については、近隣町への大規模店舗の進出などにより買い物客の流出がみられます。このため、地元ならではの個性豊かな商店の育成を通じて、まちの商店街を魅力あるものとしていくことが必要です。そのための制度の充実と意欲ある経営者の育成をすすめることが望まれます。

観光については、豊かな自然や伝統文化などの地域資源を観光に活用して

いくことが考えられます。さらに、近隣市町との連携のもとに、地域性豊かな各種資源の有効活用を図っていくことが極めて重要です。

第5節 教育の充実・文化の振興

近年、地域の特性を活かした特色ある教育の実現や、芸術文化活動の振興が求められています。このため豊かな自然や歴史的・文化遺産などを活かしながら、教育・文化活動を充実させ「八郎潟町の文化」を受け継ぎ発展させていくことが大切です。

学校教育については、心身ともに健やかで、社会の変化に柔軟に対応できる児童生徒の育成のために、学習内容の多様化に対応しながら充実に努めていくことが求められています。また、施設の機能充実や人材確保に努めながら、家庭・学校・地域の連携を密にして、より充実した学習への環境づくりをすすめていくことが必要です。

生涯学習については、湖沼文化や神社仏閣・板碑、石碑などを学習・文化活動のテーマとして積極的に活用し、まちの文化的資源の維持と伝承に努めながら、特色ある活動を推進していくことが大切です。また本町の将来を担う青少年が、自ら考え、活動を展開していく環境づくりをすすめていくことが重要です。

生涯スポーツについては、健康の維持増進や生きがい活動などに一層の振興が求められています。このため、近隣市町村との施設の相互利用やスポーツ交流などをすすめながら、広域的な取り組みを展開していくことが必要です。



第4章 まちづくりの基本理念と将来像

第1節 まちづくりの基本理念

まちづくりの課題などから、将来の八郎潟町は、暮らしやすく、産業文化活動が活発であり、町民と行政とが協力しあいながら地域づくりをすすめていくまちとして、基本理念を以下のように設定します。

「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」

人 町民・行政がお互いに協働のもとにまちづくりに取り組み、広域的に連携、交流しながらくらしとにぎわいとが融合し、連帯感あふれるまちづくりをすすめます。

環境 生活環境が整い、保健・福祉・医療などが充実して、一人ひとりが快適に、心安らぎ、落ち着いて暮らせる生活環境が充実したまちづくりをすすめます。

文化 農林水産業・商工業・観光などの産業が活発で、また、町の文化的資源を活かしながら、特色ある、地域に根づいた教育文化の薫り高いまちづくりをすすめます。

《めざす目標》

21世紀の本町は、まちに暮らす人々が、豊かな自然のもとで、心豊かに、安心して快適に暮らし続けるまちをめざします。

恵まれた自然、先人の遺産である伝統文化などの文化資源があり、商店街が立地し、広域交通の便にも恵まれています。

これらの条件を活かしながら、さらに生活環境の整備、にぎわいあるまちづくりをさまざまな主体による協力のもとにすすめ、通勤通学・買い物などが便利で快適な生活ができ、活力のある医療・福祉などの制度が整った、安心して暮らせて活気あふれるまちをめざします。

第2節 まちの将来像

「町民と行政が手を携えるまちづくり」

これからのまちづくりでは、誰もがお互いに協力し、力をあわせながらまちづくりをすすめていくことや、ボランティアなどの自主的な活動を支援することが、独自性ある地域づくりにつながります。

このため「開かれた行政」への取り組みを一層すすめ、住民総参加の機会を設けて、お互いに信頼し協力しながら、誇りと愛着の持てるまちづくりに取り組んでいくことをめざします。

「安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり」

本町でも少子高齢化が進んでいますが、これからのまちづくりでは、乳児から高齢者まで、だれもが安心して暮らせるまちをめざします。

保健・福祉・医療の充実に努め、すべての住民が健やかに暮らしていくことができ、特に、安心して子育てができる施策に努め、まちづくりをすすめていきます。

「快適な暮らしを営める生活環境のまちづくり」

人々が快適に暮らしていくには、道路・住宅・上下水道などの基盤整備をすすめ、民間活力も導入しながら、「快適に」、「安全に」、「安心して」暮らしていける生活環境が整い、住んでいる人がこの町に住んでいて良かったと実感できる魅力ある町、町外の人が積極的に住んでみたいと思えるまちづくりをめざします。

「時代の流れを捉えた産業を振興するまちづくり」

本町は農地や湖水、伝統文化に加え、交通利便性に富んでいます。農林水産業・商工業・観光など多様な産業が発展する可能性を持っています。これからのまちづくりでは、既存の産業基盤や地域資源を活かしながら、まちに根づいた産業の振興を図っていくことをめざします。

「教育・芸術文化の薫る心豊かなまちづくり」

古くから交通の要衝として栄えた歴史と文化的背景を持っています。これら本町固有の資源を活かしていくことが、個性ある教育文化の振興につ

ながら、地域への愛着心を高めるためにも効果的です。このため、これからのまちづくりでは、既存の伝統文化を活かしながら、美しい特色ある教育芸術文化のまちをめざします。



第5章 施策の大綱

第1節 町民協働の推進

「町民と行政が手を携えるまちづくり」

1. 町民協働のまちづくり

個性豊かで夢のある暮らしやすいまちづくりのためには、町民参加型の町政の推進が大切です。

町民の手による自らのまちづくりの定着に向けて、町民参画を推進するとともに、できる限り多くの町民が参加できる仕組みづくりにつとめます。

本町には32の町内があり、それぞれの地域において、町内会活動、子供会活動、老人クラブ活動などのコミュニティ活動が行われています。このような自ら考え、自ら実践する取り組みに対する支援を通じ、町民総参加意識の醸成に努めます。

また、町民と行政のコミュニケーションの活発化を図り、町民の行政に対する関心を高めるため、行政情報を提供する広報活動の積極的な展開に努めます。

これらをすすめる上で、自主財源の確保に努めるとともに、経常経費の抑制、事業の選別、重点化などによる財源の効率的な運用に努め、健全な財政運営を図ります。



第2節 保健・福祉・医療の充実

「安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり」

1. 健康づくりと医療

疾病の予防対策のため、健康管理意識の高揚や健康づくりに関する正しい知識の普及を図るとともに、栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣の定着をめざし、地域保健・学校保健・職域保健さらには医療を含む各関係機関との総合的な連携による、生涯を通じた健康づくり支援体制の整備を推進します。

また、今日の疾病形態の多様化にあわせたそれぞれの疾患の特性にあわせた、保健予防対策を推進するとともに、各種健康診査・検診及びその事後指導の内容と体制の充実により、乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージに応じた健康管理体制の推進を図ります。

さらに、医療に対する町民の要望に対応し、共生社会の実現をめざした地域医療機関の整備を図るため、その中核となる厚生連湖東総合病院の改築と機能の充実支援を図るとともに保健・福祉・医療等関係機関の連携協力体制の強化を推進します。

また、国民健康保険制度及び老人保健制度については医療費が増加する中にあり被保険者の健康指導と健康診査を充実して、早期発見・早期治療を促し安定的財政の運営に努めます。

2. 地域福祉の推進

少子化社会、高齢化社会、女性の社会進出、核家族化など、家族や地域社会の変容により福祉ニーズが多様化しています。

このような時代の潮流の中で、高齢者や障害者が健常者と同じように生活できる社会こそが目標の社会であるという「ノーマライゼーション運動」に基づき、町民が力を合わせて生きる地域福祉の充実に努めます。

また、ひとり親家庭・障害者などへの相談、支援体制の充実、子育て支援など、個別化・多様化する福祉ニーズに対応した総合的で効果的なサービス提供を図ります。

さらに、女性の社会進出に伴って、安心して子供を産み育てることができる、子育て家庭への支援を展開します。

今後、福祉施策を推進するうえで大切なことは、行政と町民が協力し合っ

てすすめることであり、社会福祉協議会、福祉団体、ボランティア団体の育成と連携強化を図り、それぞれの役割分担の中で福祉活動が有効かつ効率的に行われ、誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

3 . 高齢者保健福祉の推進

高齢者の福祉と生きがいづくりのため、高齢者健康事業・老人クラブへの支援・シルバー人材センターへの支援、さらに各公共施設を利用した余暇活動などをすすめます。

高齢化社会の急速な進展を支えるため、介護保険制度の適切な運用を図り、「八郎潟町高齢者保健福祉計画兼介護保険事業計画」をふまえた長寿社会にふさわしい高齢者福祉の推進を図っていきます。特に、核家族の進行によるニーズの多様化や増大に対応するための保健福祉サービスの拡充を図ります。

また、介護予防施策事業の一環として、地域包括支援センターを設置し、福祉関係機関との連携の強化を図ります。また、高齢者にやさしい住環境整備にも努めます。



第3節 生活環境の整備

「快適な暮らしを営める生活環境のまちづくり」

1. 安全対策

交通安全の推進については、道路網の発達などの交通事情に対処するため、交通事故防止を重点目標として、各種安全施設の整備などにより道路交通の安全性の向上を図るとともに、各々の機会をとらえ、交通安全教育と啓蒙運動を実施していく交通安全運動を推進します。

また、防犯活動については、青少年の非行、不審者の出現、悪質訪問販売などが大きな社会問題となっていることから、青少年の健全育成をはじめ、町民自らの防犯意識と運動の高揚を図り、町内会等の協力体制のもとに社会環境の安全性を高め、犯罪のない明るいまちづくりをめざします。

消防については、常備消防の機動力、活動力、救急活動力など広域体制を充実強化するとともに、非常備消防として、消防団を通じた火災予防の徹底、初期消化体制の確立、団員の確保とその活性化を図ります。また、関係機関と連携し防火意識の高揚に努めるとともに、防災まちづくりとして消防防災施設の整備をすすめ消防体制の強化を図ります。

2. 生活環境対策

快適で利便性のある生活と潤いや安らぎに満ちた生活を実現するため、道路網の整備や除雪対策に取り組みます。

上水道は、町民生活を支える重要なライフラインであり、安全でおいしい水を安定的に供給するために、長期的視点に立った水道施設の整備など給水事業の充実と、町民誰もが安心して飲めるよう安定的な供給を行います。

下水道は、町民生活の快適性と定住基盤の整備、あるいは河川や湖沼においては海の環境汚染を防止する大きな役割があります。適切な整備事業を行い、全町水洗化をめざします。

増大するごみの処理や資源活用のためのリサイクルの推進については、家庭におけるごみの分別を徹底するとともに、ごみ減量化や再資源化に努めます。

第4節 産業の発展

「時代の流れを捉えた産業を振興するまちづくり」

1. 農業の振興

農業を本町の基幹産業として今後も維持・発展させるため、米単一経営から多品目経営による複合経営への農家の育成強化、労力の分散やコストの低減など経営の合理化、農家の高齢化に伴う地域農業の弱体化を補う共同化、優れた経営体による労力の集中など農業経営の体質強化を図ります。

農業従事者の高齢化、後継者不足に対応するためには、担い手を育成するとともに生産組織の育成強化を図り、機械化による省力化栽培を推進します。基幹作物である米は、食味重視の品種及び最新低コスト技術を関係機関とともに推奨して生産性の向上を普及させ、主産地としての維持・拡大を図ります。

2. 林業と漁業への支援

国土保全、治山・治水、自然景観の保護の観点から林業の果たす役割を見直し、林道の整備、造林保育・間伐事業、松くい虫防除事業の推進を図ります。

また、「採る漁業からつくり育てる漁業」の継続をすすめ、増殖事業への支援を続けて経営の安定と漁業団体の育成強化に努めます。

3. 商業・工業の振興

多様化する消費者ニーズを多方面からの的確に捉えるとともに、変化する購買層にあった商業経営の最新化を図り、賑わいのある商業環境を創造する必要があります。

商業の活性化を図るため、商業環境の整備を促進し、特色のある商店街の形成を図り、消費者のニーズに的確に対応した魅力ある商業の振興を支援します。

また、融資制度の充実などによる経営の安定、合理化を促進し、地域に密着した商業の振興を支援します。

さらに、雇用の場を確保し、町の活力増大を図るため、企業誘致をめざし、そのための条件整備をすすめます。

4 . 観光レクリエーションの振興

週休二日制の普及と労働時間の短縮により、余暇時間が増大し、観光・レクリエーションへのニーズは高まっています。

本町においては、誘客のできる豊かな自然と伝統文化の観光資源があり、これらを有機的に結びつけた、地域の特性を活かした観光ネットワークの確立をめざします。



第5節 教育・文化の振興

「教育芸術文化の薫る心豊かなまちづくり」

1. 幼児教育の充実

幼児期は、人間の成長段階において健康な身体の基本づくりや、安定した情緒と豊かな対人関係の芽生えなど、きわめて重要な時期にあり、特に、小さい頃からの学習経験は、将来の人間形成に大きな役割を果たすため、のびのびと安全に活動できる環境の整備充実、家庭や地域との連携強化に努めるとともに幼児期における生活体験、自然体験及び社会経験などの多様な活動の推進を図ります。

さらに、保育園、幼稚園、小・中学校との緊密な連携のもとに、町民ニーズ、時代の潮流に即した子育て支援の強化充実を図ります。

2. 学校教育の充実

学校は、子供たちの基礎学力や集団生活、社会生活への適応力を養い、心豊かな人格形成の場として、また将来の担い手を育成する場としての役割を果たしているため、子供たちの個性を生かし、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」を培うための体験学習や、情報化、国際化に対応できる学習などを充実し、社会性や倫理観を育み、人権を尊重する人間形成のための教育の推進に努めます。

さらに、基礎学力の向上をめざした教育内容の充実を図るとともに、小中学校の情報機器や施設の整備充実を図り、教育環境づくりに努めます。

3. 生涯学習の推進

余暇の増大、価値観の多様化、長寿化の進行に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大している中、町民が自主的に生涯を通じて、多様な学習機会に応じて、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習の充実を図ります。

すすめる上では、町の自然や歴史、文化など地域の特性や素材を学習内容に活用した生涯学習を展開し、地域特性を活かした魅力あるまちを創造していくための一層の推進に努めます。

4 . スポーツ・レクリエーションの推進

健康への関心の高まりや余暇時間の増大による、町民のスポーツ・レクリエーション活動への要求に応えるため、年齢・体力に応じたスポーツ事業の推進を図ります。そのため、各種大会やスポレク教室の開催やスポーツリーダーの育成と自主的な活動団体の支援に努め、健康で明るい地域づくりを推進します。

また、スポーツ・レクリエーションはふれあいや交流の場としても大切な役割を果たしており、誰もが気軽に楽しめるようにするために、適切な指導者や十分な施設・設備の整備に努めます。



第2編 基本計画編

第1章 町民と行政が手を携えるまちづくり

第2章 安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり

第3章 快適な暮らしを営む生活環境のまちづくり

第4章 時代の流れを捉えた産業を振興するまちづくり

第5章 教育・芸術文化の薫る心豊かなまちづくり

第1章 町民と行政が手を携えるまちづくり

第1節 町民と行政が手を携えるまちづくり

現状と課題

都市化の進展と核家族化など社会状況の変化は、地域における連帯感の希薄化を引き起こしています。地域の活性化は住みよいまちづくりをすすめるうえで不可欠であり、地域活動の促進が強く求められています。

特に、町民の行政に対する需要がますます複雑・多様化する中で、地域コミュニティの自立が町民、事業者、行政を含めた地域社会のなかで大きく求められている現在、いままで以上に行政との適切な役割分担とパートナーシップが重要となっています。

本町には32の町内会があり、地域の実情に応じたさまざまな活動をすすめています。しかし、近年ではアパートなど集合住宅への入居により町内会への不参加が多くなっていて、地域の連帯の低下が懸念されています。

今後さらに、地域活動や自治活動を支援し、町民の参加意識と地域の主体としての自治意識を高めていくことが課題です。

施策の体系

- 町内会等の活性化支援
- 広報・広聴活動、情報公開の充実
- 健全な財政運営の推進



施策の内容

町内会等の活性化支援

産業の発展、保健・福祉の充実・教育文化の振興のためには、町民のほか町内会、各種団体など多岐にわたる分野において人材の活用と、自主的活動を促進していくことが不可欠です。このため地域活性化助成金や各種団体への助成を行います。

広報活動、情報公開の充実

広報や議会だより等による広報活動の充実を図っていくとともに、町民座談会の開催などにより町民の意見や要望が町政に的確に反映されるよう努めます。

また、インターネットの普及をふまえ、町のホームページを活用した情報提供を推進します。

町民の情報開示請求に的確に対応できるように、個人情報保護制度をふまえながら、個人情報の保護に配慮しながら、情報公開制度の適切な運営に努めます。

健全な財政運営の推進

事業の緊急度、投資効果を十分考慮し、国・県支出金を効果的に活用した事業をおこない、まちづくり基金の造成を図るなど財源の効率的運用に努めます



第2節 定住化の促進

現状と課題

本町の人口は平成22年には、7,000人台を割り込み6,853人となる予想です。人口の減少と少子・高齢化に歯止めをかけ活気あるまちづくりをすすめるためには、若者の定住促進が最大の課題となっています。

人口減の大きな要因は出生数の減少と死亡者の増加による自然動態、就職や勉学のために転出する社会動態の二つが重なっているためです。

このため、Aターンの促進や雇用の場の確保、住宅対策、子育て支援など若者が安心して定住できる総合的な施策をすすめ、将来に明るい展望を感じる必要があります。

とくに本町では、昭和50年に中嶋団地75区画、昭和54年に羽立弁天団地14区画、昭和55年に文化団地48区画、昭和57年にとやさき団地48区画、昭和61年にまちなか中央団地22区画、平成6年に上昼根団地42区画、平成8年に駅南団地15区画、平成10年に大道団地19区画のあわせて283区画を分譲し、人口減に歯止めをかける効果を生み出しています。

墓地公園については、各地区に墓地が点在しており、これらの墓地はほとんど拡張のスペースの余裕がないのが現状で、このため平成4年に町民の要望に答え夜叉袋地区に137区画の町営墓地公園を造成しました。

その後のアンケート調査においても新たな墓地公園を望む声があり、整備を推進していく必要があります

施策の体系

- 宅地分譲の推進
- 若者定住の促進
- 少子化対策と子育て支援
- 墓地公園の造成

施策の内容

宅地分譲の推進

大道西宅地分譲を実施し、全県平均持ち家比約80%に対して、秋田市の比率が約60%であることから、これをターゲットとした販売戦略をすすめて、人口を増やす施策を講じます。

若者定住の促進

既存企業の事業拡大や新規企業誘致を促進するため、優遇制度の充実を検討します。また、若者のAターン促進に向けて、県と一体となって取り組み、新たな支援についても検討します。

少子化対策と子育て支援

これまで、少子化対策として、出産奨励金や保育料の軽減、福祉医療の独自支給、子育て支援センターの活動支援などを実施してきました。

今後も福祉医療の独自支給、子育て支援センターの支援を続けるとともに、就業形態の多様化や女性の社会参加に対応して、働く女性の育児相談体制の強化などをすすめます。

また、結婚適齢期の未婚男女の増加が少子化の一因ともなっていることから、社会福祉協議会と連携し、結婚支援に取り組みます。

墓地公園の造成

これまでアンケート調査では新たな墓地公園を望む声があり、平成10年度に夜叉袋地区、平成15年度に浦大町塞ノ神地区に計画しましたが、環境問題等で事業を実施できませんでした。

今後の計画にあたっては町営、民間事業など比較検討し、また周辺環境と調和を図りながら地域住民の同意のもとに墓地公園の整備を推進していきます。

第2章 安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり

第1節 保健センターを拠点とした町民の健康づくりの推進

現状と課題

町民の健康づくりの拠点として設置された保健センターでは、乳幼児から高齢者までの幅広い年代層を対象に町民が健康に暮らせるようさまざまな健康づくり事業が展開されています。保健センターの健康管理部門には保健師が、福祉・介護部門には事務職が従事し、保健と福祉、介護が連携をしながら活動をしています。

各種健診事業の実施、健康教室や健康相談事業を開催するとともに保健委員や食生活改善推進員、結核予防婦人会などの健康づくり組織を育成し、町民の健康づくり意識の啓蒙に努めています。また、自主的な健康づくりの学習の場として、子育てグループや食生活改善推進員、町内会など各種団体が保健センターを利用しています。

今後はさらに少子高齢化に対応し、子育て支援や介護予防対策を強化するとともに、虐待予防対策や社会問題化している自殺予防への取り組み等新たな課題である心の健康づくりへの対応が求められています。町民が健康に関して気軽に足を運べるよう開かれた保健センターをめざして体制を強化していく必要があります。

施策の体系

生涯にわたる健康づくりの推進
健康づくり組織の育成支援
保健・福祉・医療の連携

施策の内容

生涯にわたる健康づくりの推進

乳児から高齢者まですべての町民が健康的で元気な生活が送れるよう保健センターの体制を充実し、健康管理システムを活用したきめこまかい幅広い年代層に対応した保健活動を展開します。健康診査・健診事後指導の充実強化、また、各年代に対応した健康教育・相談、家庭訪問の充実を図ります。また、心の健康づくり支援への取り組みも推進します。

健康づくり組織の育成支援

保健委員や食生活改善推進員、結核予防婦人会などの健康づくり組織が自主的に活動できるように育成支援を図ります。

保健・福祉・医療の連携

乳児から高齢者まですべての町民を対象として、健康なときから介護を要するようになるまで、安心して生活がおくれるよう、保健・福祉・医療の各機関の連携を強化します。



第2節 乳幼児期の健康づくりと育児支援

現状と課題

核家族化や少子化、女性の社会進出、地域連帯の希薄化など女性を取り巻く環境が近年大きく変化してきています。また、ライフスタイルや価値観が多様化してきていることから、「産み」、「育てる」環境づくりは大切な施策となってきています。

少子化という現象の中で、本町の出生数は年々減少傾向にあり、近年は出生数が40人前後に推移しています。

本町においても少子化問題や核家族の増加、また親の就労状況の変化は、子供にさまざまな影響を与えています。少子化や核家族化においては、子供同士・親同士の関わりの希薄化、世代間での育児の伝え合いがないなど、育児の孤立の要因となります。また、就労する母親の増加、勤務体制の多様化による夜間就労が増加するなど、親の就労状況が子供の生活時間にも大きく影響を及ぼしています。

また、胎生期からの健康づくりの基盤である妊婦自身の保健意識は、情報が多様化してきたことに伴い、高まっていますが、「子供を産み育てる」という母性意識が希薄になってきていることも否めません。

このような環境の中で、育児不安の解消を図り、楽しく育児ができるような支援が必要とされていることから、地域全体で、安心して子供を生み育てられるような乳幼児期の健康づくりと育児支援が今後の課題です。

施策の体系

- 安心して子育てできる育児環境の確保
- 健康な心身を育むための健診の充実
- 乳幼児期から思春期まで一貫した健康管理
- 疾病や障害を持つ子供への支援

施策の内容

安心して子育てできる育児環境の確保

安心して子育てができるよう離乳食教室や子育て教室などの育児教室を開催し、情報の提供や親同士の交流を図ります。また、健診の場・家庭訪問など相談しやすい体制づくりの充実や、子育てサークルなど住民の自主活動組織を育成し、父親・母親への支援の充実を図ります。

また、子育て支援センターとの連携や地域での育児支援体制の整備も各関係機関との連携を図りながらすすめます。

健康な心身を育むための健診の充実

妊娠・出産に起因する疾病の予防や早期発見のための妊婦健診への助成と健康診査後のフォローの充実に努めます。

また、乳児・1歳6ヵ月児・3歳児などの健康診査や2歳児歯科教室を実施し、心身ともに健やかに成長できるよう支援します。

また、関係機関との連携を図りながら家庭訪問し、健診の事後指導をすすめます。

乳幼児期から思春期まで一貫した健康管理

慢性疾患やアレルギー、心の問題、歯科保健など乳児から思春期まで一貫した健康管理を図るため、保育園や幼稚園、学校等関係機関との連携に努めます。また、小児期から健康や食生活について関心を持てるよう、健康教室や生活習慣病予防検診などをすすめます。

疾病や障害を持つ子供への支援

疾病や障害を持つ子供が地域で安心して生活できるように、親同士の情報交換や医療機関・学校・児童相談所などの関係機関との連携を図ります。また、安心して相談できる体制づくりをすすめます。

第3節 成人期の健康づくり

現状と課題

町民の死亡原因はがんや心疾患、脳卒中が依然、上位を占めています。これらの疾患は高齢期になると要介護状態の要因となりますが、生活習慣病として予防できる可能性が高く成人期からの健康管理が大切です。健診を受けることで自分の健康を確認し、健康生活への取り組みができます。これを支援するために早朝集団セット健診や医療機関での個別検診を実施して、住民が受診しやすい健診体制に努めています。

また、町内会や各種団体を対象にした健康教室の開催、健康相談、訪問指導の実施や、地域ぐるみで健康づくりを支援するために保健委員や食生活改善推進員などの健康づくり組織の育成に力を入れています。

課題は健診の未受診者の固定化傾向や健診で精密検査の対象になっても放置しがちであるなど、健診結果が健康管理に十分に生かされない現状があります。今後は、これらの課題に重点的に取り組んでいく必要があります。

施策の体系

健診受診率の向上

健診受診後の健康管理への支援を強化

生活習慣病予防のための健康相談・健康教育の充実

施策の内容

健診受診率の向上

健診を通して病気の早期発見・早期治療、また、町民一人一人がより健康的な生活習慣を確立できるように健診体制の強化を図ります。健診を受診しやすい体制づくりとしては、早朝集団健診以外に医療機関個別検診を実施するなど、弾力的な体制づくりを推進します。また、精度の高い健診体制を推進するため関係機関と連携し、健診内容の充実を図ります。保健委員の協力により、健診対象者の把握と受診勧奨活動の推進を図ります。

健診受診後の健康管理への支援を強化

医療機関などの関係機関と連携し、要精密検査となった方などに受診勧奨通知や保健師による家庭訪問を実施し受診勧奨、健康づくり支援に努めます。また、病態別健康教室・健康相談を実施し、健診後の健康管理ができるよう支援します。

生活習慣病予防のための健康相談・健康教育の充実

生活習慣病予防のための講演会の開催や、地域ぐるみで健康づくりを推進するために、町内会を中心とした一地区一学習や各種団体を対象にした健康教室・健康相談を開催します。また、いつでも気軽に健康相談ができるような体制の充実に努めます。さらに、住民の健康づくり組織として保健委員や食生活改善推進員などの組織の育成をすすめます。

第4節 高齢期の健康づくり

現状と課題

本町の平成17年10月1日現在の65歳以上人口は1,962人で高齢化率は27.1%となっていて、高齢化率は年々上昇しています。また寝たきりの指標となる要介護度5は65歳以上中44人で、高齢者の2%となっています。しかし大半はある程度の疾病はかかえているものの健康的な高齢者です。

健康な高齢者をめざすため、地区老人クラブなどに働きかけて行う健康教室・健康相談を開催し、健康の保持・増進を呼びかけています。

老人クラブの加入率や参加状況は地域により異なりますが、出席者のみへの対応であるため、今後はより多くの人々を支援できるよう関係機関との連携を密にする必要があります。

なお、心身の機能が低下している要介護老人に対しては、関係機関との連携を図りながら家庭訪問を実施しています。

施策の体系

健康高齢者をつくる健康教育の充実
疾病予防、重症化防止の支援

施策の内容

健康高齢者をつくる健康教育の充実

健康長寿ができる環境づくりと、疾病や障害があっても生き生きとした生活を営むことができることが大切です。

健康な高齢者を育むために健康教育の強化を図ります。そのためには、やすらぎ交流会や地区老人クラブなど、関係団体と連携して健康教室、健康相談を実施します。

疾病予防、重症化防止の支援

高齢者は体力の低下により疾病にかかりやすいのが現状です。そのため、疾病予防に対する意識の啓発を図りながら、健診やインフルエンザの予防接種をすすめ、受診のための助成を行います。

第5節 心の健康づくり・自殺予防

現状と課題

秋田県は全国的にみて、自殺率が第1位です。本町においても平成11年～15年の5年間の自殺死亡者は25人います。男性は女性の約5倍です。県の統計によるとその理由は、生活経済苦や病苦、家庭問題、精神障害があげられ、自殺者の多くはうつ状態にあるといわれています。

自殺予防は今後の保健活動の大きな課題です。保健委員をはじめ一般住民を対象にストレスとの付き合い方や、うつ病の理解について講演会などを開催し、心の健康づくりの啓発に努めてきましたが、自殺予防は身近な支援者の役割が重要なことから、今後は地域の仲間づくりなど、人と人との支え合いが大切なことから、これらの実践活動が必要です。

施策の体系

心の健康への意識の向上
相談機能の充実
地域での支え合い事業の推進

施策の内容

心の健康への意識の向上
より心身共に健康的な状態で生活できるよう、心の健康づくり研修会等を開催し、心の病気についての啓蒙を図ります。

相談機能の充実
相談窓口を設置し、相談日を設けるなど相談しやすい環境づくりに努めます。また関係機関との連携を図り、支援体制を充実します。

地域での支え合い事業の推進
知人や近隣との声かけ、地域の協力体制づくりの推進を図ります。

第6節 元気をめざす高齢者福祉対策

現状と課題

少子高齢化の進展・地域連帯性の欠如・所得格差の拡大などさまざまな要因が複雑に絡み合い、高齢者の要介護者の増加や高齢者夫婦世帯・単身世帯の増加など、保健・福祉サービスの在り方は絶えず変革が求められています。近年の福祉関係法の改正や介護保険制度の創設など、高齢者個人の自立支援やサービス利用者の選択の尊重、サービスの効率化が図られています。

介護保険では、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅系サービスと、在宅では生活が困難な高齢者に対する入所施設系サービスに大別して介護給付を実施しています。本町には老人福祉施設として特別養護老人ホームうたせ苑が50床、老人保健施設として榮寿苑が100床あります。

介護予防・地域支え合い事業では、在宅高齢者を対象に配食サービスや外出支援事業などの多種多様なサービスをきめ細やかに実施してきました。

高齢者の在宅福祉の総合相談窓口としては、在宅介護支援センターが中心になって関係機関との連絡調整を図っています。さらに、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、老人クラブの育成や自主的学習活動団体・シルバー人材センターなどへの支援を行っています。また、老人憩いの家をより利用しやすい環境に改修するなど、介護予防やコミュニティ形成の場を整備しています。常時介護を必要とはしないが、在宅での生活ができない状態の高齢者には、養護老人ホームやケアハウスなどの入所施設があり、自立した生活が継続的に提供できるよう支援しています。

一方、国では大幅な施策の改革をすすめています。介護保険制度は、これまでの介護給付に介護予防制度が加わり、高齢者の自立支援のための地域支援事業や介護予防給付事業が展開されます。また、道路交通法の改正により規制緩和が成されましたが、外出支援サービスの法的許可が必要になったことから、公共交通機関を利用することが困難な高齢者の交通確保が緊急の課題となっています。さらに、認知症予防対策も急務の課題です。在宅における潜在的認知症の実態が把握しにくいことから、家族への認知症への理解や対処方法を求める必要性が生じています。

施策の体系

介護保険給付と予防の一体的取り組みの推進
地域包括支援センターの設立
在宅高齢者・家族への支援
施設サービスの活用の支援
自主運営団体の育成・支援
高齢者にやさしい公共交通機関の確保
認知症の予防対策
社会福祉協議会との連携

施策の内容

介護保険給付と予防の一体的取り組みの推進

介護給付と予防を一体的に行う第3次介護保険事業計画に基づき、通所型・訪問型などの介護予防を行う「地域支援事業」や、要支援者と要介護1の介護保険被保険者が要介護2以上へ移行となるのを防止する「新予防給付」を促進します。

地域包括支援センターの設立

従来の在宅介護支援センターの役割に予防アセスメントや高齢者虐待に対する相談などの機能をプラスした地域包括支援センターを開設し、高齢者の総合福祉保健窓口としての機能が発揮できるよう運営を図ります。

在宅高齢者・家族への支援

高齢者の在宅での自立生活を支援するために福祉サービスの充実を図るとともに、時代に適合したサービスの内容を探求します。また、行政、社会福祉法人、民生児童委員、介護保険事業者など的高齢者サービス機関・担当者の連携強化を図り、高齢者の見守り活動を推進します。

施設サービスの活用の支援

老人保健施設や特別養護老人ホーム、グループホームなどの既存介護入所施設の活用を支援します。同時に、近年、施設入所待機者が増加していることから、在宅でも安心して暮らせるための地域密着型サービスの導入を検討します。自立高齢者については、仲間が集うことができる老人憩いの家や屋内外の施設の活用を支援します。

自主運営団体の育成・支援

老人クラブ連合会活動やその他自主運営団体の活動の中で、「健康づくり事業」を地域支援事業としてサポートし、活動的な高齢者生活が送れるよう支援します。さらに、シルバー人材センターでの就業意欲の推進と社会参加を支援します。

高齢者にやさしい公共交通機関の確保

高齢者が使いやすい公共交通機関の確保を検討するとともに、公共交通機関を利用した場合の支援体制を検討します。

認知症の予防対策

正しい「認知症」の共通理解を得るために、町民に対する普及啓蒙活動を行い、認知症の早期発見・早期治療の普及を図ります。同時に地域包括支援センター・社会福祉協議会・医療機関・民生児童委員・ホームヘルパー・保健師・福祉担当者らが一体となって、常に情報交換できる環境づくりを推進します。

社会福祉協議会との連携

介護保険制度改正に伴う「包括支援センターの創設」や「介護予防事業の展開の推進」並びに、高齢者が住宅で安心して暮らせる地域をめざした「高齢者福祉ネットワークの整備推進」などにおける相互の役割分担を明確にし、その実現に向けた連携の強化を図ります。

また、地域住民が自主的に参加するボランティア活動は町の貴重な財産と捉え、拠点となるボランティアセンターの活動を支援します。

さらに、運営基盤となる事務局費の支援のほか、老人福祉センターが併設していることから、利用者の利便性を図るよう施設の充実に努めます。

第7節 自立を支援する障害者福祉対策

現状と課題

本町の身体障害者数は平成17年3月末現在364人で、5年前とほぼ変わりありません。身体障害者のうち在宅者は全体の86%を占め、老人福祉施設を含めた施設入所者は44人です。知的障害者数は平成17年3月末現在47人で、ここ数年変化はありません。手帳所持者のうち、施設入所者は13人、授産・更生施設への通所者が7人となっています。

障害者の福祉サービスは、行政がサービスの利用者・内容を決定する「措置制度」から、平成15年度に、利用者である障害者が自らサービスを自由に選択し、事業者との対等な関係に基づき契約を結ぶ「支援費制度」に変わりました。この支援費制度では、ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅サービスと、自立訓練を受けることができる更生施設や、就労に必要な技能や知識を習得する授産施設などの施設サービスを提供してきました。

所得保障の観点では、障害基礎年金や障害に係わる各種手当、公費負担医療などを充実し、機能的な生活をサポートする補装具や日常生活用具給付などの諸制度の充実が図られています。

国では、平成18年度から「障害者自立支援法」を施行し、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービスや公費負担医療などについて、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを構築することになりました。増大する福祉サービスなどの費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化、地域の限られた社会資源を活用できるよう規制を緩和し、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化などをねらいとしています。

めまぐるしく国の福祉制度が変革する中、諸制度に基づきながらも地域住民、ボランティアなどの連携はもちろんのこと、社会資源である広域的な関連施設などの交流を積極的にすすめ、相互の協力体制の強化を図ることが必要です。また、障害者への就園・就学時からの福祉教育を通じた早期理解をすすめることなどが、引き続き課題となっています。

施策の体系

- 在宅福祉の充実
- 障害者雇用体制の整備
- 社会参加の促進

施策の内容

在宅福祉の充実

障害者自立支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイ・デイサービス、並びに補装具給付や日常生活用具給付などの利用を促進します。また、住環境整備のための障害者住宅整備資金貸付や住宅改修費補助などの諸制度の周知を図り、障害を持った高齢者にとっては介護保険制度と障害者福祉制度における制度相互利用の相乗効果の周知と普及を図ります。町内公共施設などにおいては、利用者の便宜を考え、バリアフリー化を推進します。

障害者雇用体制の整備

障害者の雇用の場を確保するために、関係機関への働きかけをします。また、授産施設・小規模作業所などとの連携の強化を推進し、雇用の促進を図ります。

社会参加の促進

「手をつなぐ親の会」は障害者自身やその家族で構成される自主運営組織ですが、会員相互の支え合いの場としての組織が機能できるよう支援します。また、各種福祉大会などへの参加に対し積極的な参加を促し、情報交換や自主的活動の場が確保できるよう支援します。また、ボランティア団体などとの連携強化を図り、社会全体で支える支援づくりを引き続き推進します。



第8節 地域ぐるみの児童福祉対策

現状と課題

核家族化、女性就労の増加に伴い乳幼児における多様な保育ニーズに対応できるように町では、幼児期の保育サービスを積極的にすすめています。

町では保育園に対して、親の病気や仕事の都合で一時的な保育が必要な時に利用できる一時保育、勤務時間の関係で早朝から夕方遅くまで預ける延長保育、日曜、祝日などに勤務している保護者のための休日保育を支援しています。さらに、「地域子育て支援センター」を保育所に併設し地域の子育て支援を積極的に推進しています。

また、日中保護者が不在となる家庭の小学校低学年児童に対して、小学校の空き教室を利用して遊びや休憩、あるいは自習などによる見守りを行って児童の生活と保護者の子育て支援を行なう学童保育「ふれあい学級」を実施しています。今後は、受け入れ枠の拡大や学校以外の施設の活用の検討が必要とされています。

町内には11箇所の地域児童館がありますが、実情は地域町内会の集会所の形態に変化しており、運営方法の検討が必要です。また6カ所の児童遊園があります。整備充実については、各児童館の運営委員や町内会と協議しながらすすめてきました。町内全域をエリアにした中央児童館には、厚生員を配置し各種事業・年間行事などを通して児童の健全育成に努めています。

また、現在児童虐待が社会問題化しており相談体制の強化が必要です。

施策の体系

- 保育サービスの充実
- 児童館・児童遊園施設の充実
- 児童健全育成の推進
- 児童虐待防止対策

施策の内容

保育サービスの充実

保護者のニーズに合わせ一時保育、延長保育を促進します。休日保育については実情に合わせた体制づくりをすすめます。また、地域子育て支援センターを拠点として子育てに関する情報提供や育児相談機能を充実し、各種事業に対する支援協力を行います。学童保育については、受け入れ枠の拡大を行います。

児童館・児童遊園施設の充実

地域児童館・児童遊園の整備充実を図り、安心して遊べる場所としての安全確保に努めます。

児童健全育成の推進

中央児童館については、児童参加型の各種事業・行事を推進し、ボランティア団体との連携を図り、児童健全育成に努めます。

児童虐待防止対策

児童虐待については、児童相談所など関係機関と連携し要保護児童対策地域協議会の設置と相談活動を推進します。



第9節 老後を支える国民年金

現状と課題

高齢化の進展とともに、老後生活の所得保障としての国民年金制度の果たす役割はますます重要となり、国民の安定した暮らしには、なくてはならない制度です。しかし、年金制度を取り巻く環境の変化は厳しく急速な少子高齢化の進行により、制度そのものの維持や将来負担についての不安が提起されています。

平成17年3月末の八郎潟町の第1号被保険者(自営業等)は1,208人、第3号被保険者(会社員や公務員の配偶者に扶養されている配偶者)が446人、加入期間不足等で60歳以降に任意で加入している

被保険者が2人で合計1,656人です。これは本町の20歳以上60歳未満(年金加入強制期間)の46%にあたります。

本町においても、全国的な少子高齢化の傾向により自営業・農業の方が加入する第1号被保険者は年々減少傾向を示しています。また、適用漏れ者や長期末納者が増加していることも否めない事実であり、制度の理解を深めさせていく必要があります。

こうした中で、皆年金を確保するために、被保険者の完全把握に努め、未加入者や無理解、長期末納者を解消しつつ、今後とも社会保険事務所と協力連携のもとで、広報などを活用した啓蒙活動や年金相談の積極的な推進とともに、長寿を喜ぶことのできる社会をめざして制度の周知徹底を図っていく必要があります。

施策の体系

- 国民年金制度の周知徹底
- 被保険者の加入促進と納付の奨励
- 年金相談サービスの充実

施策の内容

国民年金制度の周知徹底

国民年金制度に対する正しい理解を得るため、町広報や防災行政無線、町ホームページなどの利用による積極的な広報活動を推進し、町民の年金制度に対する周知徹底を図り、町民の老後の生活安定を図ります。

被保険者の加入促進と納付の奨励

町民の基礎年金受給権を確保するため、厚生年金・公務員共済等を脱退した時の速やかな国民年金への加入、20歳到達者の国民年金への加入、転入・転出時の確実な届け出など各種届け出の励行を啓蒙し無年金者の発生を防ぎます。

また、老後生活の安定のため保険料未納対策の推進を図るため、口座振替と前納制度の利用を促進して収納率の向上を図ります。さらに納付困難な方への保険料免除制度の活用（全額免除と半額免除）をすすめるとともに、学生に対しては学生納付特例制度の活用をすすめ、受給権の確保を指導します。

年金相談サービスの充実

社会保険事務所とのオンラインの構築に努め、最新データや情報の相互交換を図ることによって、年金相談窓口の充実に努め、事務処理の迅速化や正確性を高め、年金業務サービスの向上に努めます。

第10節 国民健康保険事業の健全運営

現状と課題

平成17年3月末現在の本町の国民健康保険の加入状況は人数で2,687人(本町人口の37.09%)、世帯数で1,315世帯(本町世帯の53.26%)となっており、毎年増加傾向にあります。

国民健康保険加入者は他の健康保険の加入者に比べて平均年齢が高く、平均所得が低い状況です。これは国民健康保険が、定年退職者やアルバイト、フリーターなど他の被用者保険制度の対象とならない人すべてを対象としているという構造的な要因によるものです。このことが国民健康保険財政が弱い最大の要因となっています。また、高齢者を中心とする医療費が年々増大する反面、保険税の収納率低下などにより、さらに厳しい財政運営が強いられています。

近年の急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に対応し、特に高齢者の医療費の伸びを適正化するため、生活習慣病の一次予防対策や高齢者の生きがいづくり対策を中心とした事業を推進しています。

健康で生きがいを持ち活動的な町民を増やし、「健康なまちづくり」をめざすためには地域に密着した国民健康保険保健事業を展開することが必要になります。

施策の体系

国民健康保険保健事業の推進

レセプト点検の向上

広報活動の充実

保険税の収納率向上

施策の内容

国民健康保険保健事業の推進

年々伸びている医療費の伸びを抑制するため、人間ドック・早朝健診などへの助成や、データバンク事業などの活用を図った疾病要因などの分析により保健師とタイアップした健康教育・疾病予防事業をおこない疾病の早期発見・早期治療の推進を図り、町民の健康づくりを支援する国民健康保険保健事業を積極的に推進します。

レセプト点検の向上

医療費の過大請求を防ぐためにレセプト点検を向上させます。レセプト点検専門員を依頼している本町ほか近隣市町村と連携しながら、国保連合会と連携してレセプト点検専門員の研修を図ることにより、国保財政の安定に努めます。

広報活動の充実

国民健康保険制度が町民生活に必要な不可欠であることをわかりやすく説明し広報活動の充実に努めます。

制度の仕組みや医療費の状況などわかりやすく具体的にお知らせするために、パンフレット等を配布し町民の理解を深めます。

保険税の収納率向上

国民健康保険事業の安定運営の基盤となる国民健康保険税の税収確保に努めます。そのため、収納担当課と協力しながら、個別徴収など具体的な計画を立てながら収納率の向上をすすめます。

第3章 快適な暮らしを営む生活環境のまちづくり

第1節 交通安全・防犯体制の充実

現状と課題

自動車保有台数の増加による交通量の拡大、高齢化の進行に伴う高齢者ドライバーの増加などにより、交通環境も年々厳しい状況になってきています。このようななかで、交通事故防止・飲酒運転追放などの徹底を図るために、交通安全指導體制や啓発体制の推進が一層重要となっています。

地域に根ざした交通安全運動を展開するとともに意識の高揚を図るため、交通安全協会や交通指導隊・交通安全母の会等の諸団体を支援し、連携を取り合いながらの運動の充実が求められます。

また、安全で安心な社会の実現は、私たちの願いです。犯罪のない安全で安心な町を実現するためには、私たち一人ひとりが防犯意識を高め、支え合いそして助け合いながら地域社会を築いていくことが重要です。しかしながら全国的に見ると薬物乱用・凶悪事件・青少年の犯罪が依然として後を絶たず、不安を与えています。さらには、日常生活が便利になり各種サービスの多様化も進んでいる今日、販売方法・支払い方法も多様化され、これに伴い悪質商法も増加の傾向にあります。

このようなことから、安全で安心な生活ができる環境・消費生活の安定を図るため、防犯協会・防犯指導隊・生活安全推進協議会などの各関係機関との連携を強め、また相談や苦情などの諸問題に対応するため、啓発活動を行いながら、情報提供・被害防止に努める必要があります。

施策の体系

交通安全意識の普及・活動の推進
防犯体制の充実

施策の内容

交通安全意識の普及・活動の推進

子どもからお年寄りまで、啓発活動による交通安全意識の高揚を図るとともに、地域に根ざした幅広い交通安全運動を展開します。

また、交通安全施設の整備として危険箇所にはカーブミラーや看板を設置し、一層の安全を確保します。

さらには、季別交通安全運動期間中の街頭指導などにより、歩行者・運転者への安全指導を行い交通安全教育の充実に努めます。また、交通安全協会や交通指導隊・交通安全母の会などの諸団体の活動を支援します。

防犯体制の充実

町広報や防災行政無線などを活用して啓発活動を推進し、地域と一体になった情報提供・被害防止に努め、安全で安心な町づくりを推進します。

また、防犯協会・防犯指導隊・生活安全推進協議会・町内会・その他諸団体の活動を支援し、防犯意識の高揚を図ります。



第2節 消防の充実・防災体制の強化

現状と課題

阪神・淡路大震災など、過去の大規模災害を教訓に、各種防災対策が迅速・的確に行える体制の確立が求められています。そのため、大規模災害発生時の対応・体制の整備や地域住民などによる自主的な防災活動を活性化するとともに、町民に広く防災情報を提供する必要があります。

町の「地域防災計画」は、昭和39年に策定され、平成5年3月に第二次修正を行い、大規模震災発生時に即した初動体制を中心とする「災害緊急対応マニュアル」を平成8年5月に策定しています。また、町民への情報伝達システムとして、昭和60年に防災行政無線通信施設を整備し、非常災害その他緊急通報時のほか、町の行政連絡及び情報伝達などにも大きな力を発揮しています。

しかしながら、県では「県地域防災計画」を随時修正しており、本町でも県の防災計画に呼応する形の見直しをする必要があります。災害の予防はもとより、災害時においてその被害を軽減するためには、町民一人ひとりの行動が重要となるため、平素から町民の防災意識の高揚を図りながら、消防機関をはじめ各関係機関がさまざまな方法で、防災意識を行動のレベルまで向上させていくことが課題です。

施策の体系

- 予防行政の推進
- 消防団の活性化
- 防災対策の推進
- 防災体制の強化
- 自主防災組織の育成強化
- 避難場所の確保と周知



施策の内容

予防行政の推進

防災訓練の実施と広報や防災行政無線を通じて町民の火災予防意識の普及と防災意識の高揚を図ります。

消防団の活性化

消防団員確保のための働きかけを積極的に行い、団員不足の解消に努めます。また、小型動力ポンプ及び積載車などの整備や更新を図るとともに、防火水槽、消火栓などの消防水利の拡充に努めます。さらに、教育訓練の充実を図り、消防団の活性化に努めます。

防災対策の推進

地域防災計画については、早急に修正作業を行い、この防災計画に基づいた震災・風水害に対処するための総合的な防災対策の推進に努めます。今後、毎年計画の点検を行い、必要がある時には修正していきます。

防災体制の強化

防災行政無線については、機械等の老朽化が進んでおり、デジタル化への切替えを検討します。また、難聴地域についても個別受信方式を取り入れるなど、調査研究をすすめます。

また、町民への防災情報の提供に努めるとともに、災害知識の普及や防災訓練の充実など、防災体制の強化を図ります。また、災害など不測の事態発生に際し、「緊急対応マニュアル」活用等迅速かつ的確な対応ができる危機管理体制の構築をすすめます。

自主防災組織の育成強化

町民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い意識を持ち、災害時の初期消火や近隣の救出救護など、地域防災活動に積極的に取り組む自主防災組織の育成強化に努めます。

避難場所の確保と周知

災害発生時に町民が緊急避難する、避難路、避難場所を確保し、町民に周知するとともに、誘導看板、標識などを整備します。

第3節 道路網の整備

現状と課題

道路網の整備は、町民の生活基盤を安定させるとともに、さらに生活の利便性を向上させるための必要不可欠な施策です。

本町の道路網としては、一般国道1路線、高速道路である秋田自動車道1路線、主要地方道1路線、一般県道3路線、一級町道13路線、二級町道11路線、その他町道186路線となっています。また、湖東農免農道及び秋田中央地区広域農道や集落内道路などです。

本町を南北に縦断している主要道路としては、国道7号、秋田自動車道、一般県道三倉鼻五城目線です。東西を横断する道路としては、秋田自動車道のアクセス道路としての主要地方道秋田八郎潟線、一般県道真坂五城目線及び道村・大川線、県道からの移管によるその他町道旧秋田八郎潟線です。

このほか町の東西を結ぶ道路として、平成17年度に国道7号から一日市商店街にかけての町道「中央線」が完成し、一段と利便性が向上しました。今後一層の中央線の活用が望まれます。

今後は、厚生連湖東総合病院までの町道の改良や地域の発展を支援する道路網の整備など町内道路網計画の整備が必要です。

また、緊急時の対応に不安が懸念されている袋小路の解消や、交差の不便解消や冬期交通の確保を図るうえで集落内の狭隘道路の拡幅が望まれます。

施策の体系

町道の整備

地方道の整備促進

施策の内容

町道の整備

厚生連湖東総合病院までの町道の改良や、地域の発展を支援するための道路網の整備のための町内道路網計画の整備をすすめます。これに基づき事業の構築を図ります。

また、町の防災計画と連携をとりながら、緊急時の対応に不安のある袋小路の解消に努めます。

さらに、交通量が多いにもかかわらず、交差のできない狭隘道路の拡幅や、浦大町・小池地区などの生活密着幹線道路の大型車の交差できない路線については、部分的に2車線を設け、1.5車線化に取り組みます。

地方道の整備促進

秋田自動車道五城目・八郎潟インターチェンジへのアクセス道路を、国道7号から大潟村・男鹿市方向への延伸について、地域住民の協力を得ながら、関連機関と調整をとり整備促進を働きかけます。

また、県に働きかけて県道三倉鼻五城目線、県道真坂五城目線、県道道村大川線の側溝改良や危険箇所改良、歩道のバリアフリー化についての改良をすすめます。



第4節 除雪体制の整備

現状と課題

冬期交通の確保は、安全で快適な住民生活を送るために欠かせないものです。

町全体の除雪延長は現在約5.7キロメートルにもおよんでいます、年々少しずつ増加しています。

町直営路線の除雪については、町所有の除雪ドーザー4台、大型ロータリー車1台で行っています。それ以外の路線の除雪については民間業者に委託して行っています。

歩道については歩道用除雪機械の1台で除雪しています。

一日市地区は、狭隘な道路や袋小路が多く除雪に手間がかかる状況にあり、現在の保有機械では対応に困難を来す面があります。

また、町保有除雪ドーザーの老朽化による、更新を考える時期にあります。

民間委託については、大型機械を保有する建設業者数の減少により委託業者の確保や、土木工事用機械で対応しているため除雪に対する適正機械が不足しており、新規購入やリース等も含めた増強の必要が課題です。

また、町所有機械のオペレーターを確保し、町民協力体制のもとに保有機械をフル稼働させ、歩道や通勤・通学道路など、生活密着道路の冬期交通確保に努めていますが、排雪時の排雪場所の確保が必要です。

施策の体系

除雪体制等の整備

町民の協力体制の推進

施策の内容

除雪体制等の整備

積雪時の除雪体制について、除雪機械の適正な維持・更新、計画的な配車等をすすめます。また、除雪車オペレーターの確保と育成、その充実を図ります。

町民の協力体制の推進

排雪場所の確保を図るとともに、大雪時の一斉除排雪などを町民とともに行政と町民が一体となった克雪体制を推進します。

また、高齢者や障害者が安心して生活できるように支援していくための地域ぐるみの協力体制づくりをすすめます。



第5節 上水道の整備

現状と課題

水の供給は、町民の日常生活に直結し、その健康を守るために一日も欠くことのできないものです。

町で供給している水道水の水源は、馬場目川の表流水を取水しています。このため、夏場は八朗湖の富栄養化による水質悪化が水源に影響し、夏場の水道水のカビ臭に悩まされています。安全で安心して飲める水の対策や、安定供給をするための老朽施設などの年次更新、漏水対策における有収率の向上が課題です。

また、水道事業の安定運営を行うためには、使用料の収入確保が大切ですが未納額も多く、この対策が早急に急がれます。

施策の体系

- 老朽施設等の年次更新
- 漏水対策による安定供給と有収率の向上
- 水質の改善対策
- 水道事業の安定運営



施策の内容

老朽施設等の年次更新

水道水の安全、安心、安定した供給を図るため、浄水場施設機器の更新、老朽敷設管の更新を計画的にすすめます。

漏水対策による安定供給と有収率の向上

地域パトロール及び、住民からの情報を基に水道管の漏水発見、早期修繕に努め、水道水の安定供給と有収率の向上を図ります。

水質の改善対策

夏場の渇水期にはアオコが発生し、水道水に異臭を発生することがあります。今後も薬品の高度処理方法により異臭の発生を抑制します。また、秋田市はじめ潟上市南秋町村と共同研究している、玉川ダムの余裕水を秋田市水道局で浄水化しパイプラインで引き込む構想もさらに検討します。

また、萩形ダムからの放流水を活用した馬場川の水質改善を県に働きかけます。

水道事業の安定運営

水道事業の安定運営を図るため、未納防止として上・下水道料金の一体収納化により、未納の防止を図ります。

第6節 下水道の普及

現状と課題

近年、都市化の拡大や、農業による化学肥料の使用により、生活雑排水や農業廃水による河川、農業用水などの水質汚濁がすすんでいます。

本町では、河川等の水質保全と住環境の向上を図るため、町の水洗化構想をつくり、公共下水道事業と農業集落排水事業を導入して下水道整備を実施しています。

本町の下水道整備は、昭和61年度から事業着手し、平成2年度から順次供用開始しています。計画では平成20年度で工事を終了します。現在は川崎地区の工事が行なわれております。

平成16年度末の公共下水道普及率は85.5%ですが、農業集落排水を含めた下水道普及率は95.8%にもなり、秋田県平均の67.1%を大きく上回り全県でも上位にランクされています。

また、水洗化人口で見ると公共下水道事業では4,572人で普及率73.8%、農業集落排水事業では600人で、これらを合わせた合計の普及率は96.1%となっています。

今後は、公共下水道や農業集落排水の未普及地区における合併浄化槽の普及による水洗化が課題です。

また、供用開始地区の水洗化されていない世帯についての水洗化促進の啓蒙普及と水洗化のための融資斡旋制度の改善を図っていく必要があります。

なお、小池地区と浦大町地区の農業集落排水施設の老朽化に伴う施設の更新や、高齢化に伴う協同維持管理のあり方が指摘されています。

施策の体系

公共下水道の整備

水洗化の促進

農業集落排水処理施設の維持管理

施策の内容

公共下水道の整備

町民の快適な生活環境の実現と河川の水質保全のため、公共下水道事業計画に基づき、平成20年度の完成をめざします。

水洗化の促進

全町水洗化へむけて未水洗化家庭への啓蒙普及を図ります。そのためには水洗化融資斡旋制度の貸付額や償還方法を改善し、町民に有利な制度をつくります。

また、公共下水道事業や農業集落排水事業などの導入が困難な、三倉鼻地区、真坂の国道沿いの一部の地区、八郎湖岸地区については地域の実状をふまえながら、合併処理浄化槽の設置を推進します。

農業集落排水処理施設の維持管理

小池地区と浦大町地区の農業集落排水施設処理組合を一体の施設としてとらえ、良好な維持管理に努めます。



第7節 ごみ減量化とリサイクル化の推進

現状と課題

地球規模での環境保全意識の高まりの中で、ごみゼロ社会に向けた循環型社会の構築が重要となっています。

廃棄物問題が深刻化する中で、いままで利便性の向上を求めてたくさんの消費と廃棄を続けてきました。

私たちは、21世紀を期して「使い捨て社会」と決別し、「ものを大事にする」、「資源を大切に使う」という観点から、ごみを出さない暮らし方を追求・実践していく必要があります。2000年5月に循環型社会形成基本法が制定され、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、地球環境に悪影響を及ぼさない社会の実現に向けて努力しなければなりません。

町では、ごみの種類を一般廃棄物と産業廃棄物に区別しています。一般廃棄物は町が処理するごみと町民自ら処理するごみに区別しており、産業廃棄物は事業主が処理しています。このごみ処理区分については「八郎潟町一般家庭ごみ処理一覧表」を発行、また町内集積所には収集日等の案内板を設置、さらに町広報で呼びかけするなど分別の周知徹底を図っています。町で収集された「燃えるごみ」は現在秋田市に委託して焼却処分され、処理経費がごみの量により算定されており、一層の減量化が求められています。「燃えないごみ」は町営一般廃棄物最終処分場に搬入し埋め立て処分をしていますが、分別の徹底により処分場の施設の延命化を図ることが課題となっています。

また、資源ごみについては、町リサイクルセンターで再分別し再利用関係業者に排出していますが、「容器包装リサイクル法」及び「家電リサイクル法」により排出者責任、拡大生産者責任があり、私たち消費者も役割を分担してリサイクルに取り組むことが義務づけられています。

施策の体系

- ゴミの減量化の推進
- 広域ごみ処理に対応した分別の徹底
- リサイクル化の推進
- 広域ごみ処理施設の早期完成

施策の内容

ごみの減量化の推進

生ごみの水切りによる軽量化や、EMぼかしの活用により堆肥化を普及させてごみの減量化の推進を図ります。

また、「3Rのライフスタイルの推進」を提唱し、町民運動としての定着をめざします。

- ・ Reduce (リデュース) ごみとなるものを持ち込まないこと(発生抑制)
- ・ Reuse (リユース) 繰り返し使い、ごみにしないこと(再使用による排出抑制)
- ・ Recycle (リサイクル) ごみを資源として活かすこと(再生利用)

広域ごみ処理に対応した分別の徹底

今後建設がすすむ広域ごみ処理施設及びリサイクル施設は、ごみの種類によりごみの取り扱いが、広域で行うものと町で行うものと異なります。

資源として、家庭から出す際に混ぜてはいけないものや、異物などを取り除き、種類ごとの分別の徹底を推進します。

分別収集はごみの減量化、資源回収の有効な手段です。決められた分別の方法、曜日、時間、場所を守るごみの処理について町民の協力を啓蒙します。

リサイクル化の推進

リサイクル化を図るには、家庭が重要な役割を担っています。排出されたごみのうち、紙類、金属類、ガラス類などは資源として再生品の原料などに利用されます。

特に家庭から排出される「容器包装」「家電製品」のごみは私たち消費者も役割を分担してリサイクルに取り組むことが義務づけられています。

いま以上に啓蒙普及に努めます。このことによりごみ処理費用の軽減と、最終処分場の延命化を図ります。

容器包装リサイクル法の対象品目

区 分	分 類
金 属	アルミ缶・スチール缶
ガ ラ ス	無色・茶色・その他
紙	紙パック・段ボール・その他
プラスチック	ペットボトル・その他

家電リサイクル法

家電リサイクルは消費者と小売店とメーカーの共同事業です
対象品目：エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機等

広域ごみ処理施設の早期完成

永年の課題であったごみ処理施設は、本町を含む1市3町1村で「八郎湖周辺清掃事務組合」として男鹿市（旧若美町）に建設の運びとなり平成20年完成予定となっています。これにより現在秋田市に委託している可燃ごみは当該施設で処理することになり処理経費の低廉化になります。

また、リサイクル施設の併設とともに粗大ごみの処理や資源のリサイクルなど施設の完成により幅広い活用が期待されます。



第8節 町営住宅の整備

現状と課題

公営住宅法に基づき、町民の住宅環境の整備を図ることを目的として、持家の取得が困難で住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する町営住宅を昭和28年度から建設してきました。

平成16年度末までの建設戸数は延べ301戸ですがこの間、100戸の譲渡と用途廃止に伴う解体6戸、火災による滅失2戸、建て替えに伴う解体30戸があります。

平成16年度末管理戸数は165戸で、その内訳は中嶋団地64戸、川崎団地21戸（うち、その他住宅1戸）、まちなか中央団地16戸、家ノ後団地10戸（うち、その他住宅1戸）、羽立団地20戸、上昼根団地34戸です。また、平均入居率は89%です。

中嶋団地は、昭和49年度から56年度に建設されたもので、簡易耐火構造2階建てで老朽化が著しく、耐用年数45年の2分の1を経過したため、建て替え可能の時期にきています。

このため、八郎潟町住宅マスタープランに盛り込まれており、建て替えにあたっては、需要の高い木造平屋建てを建設する方針です。

また、水洗化未整備の町営住宅については、下水道の供用開始に合わせて水洗化工事を実施します。

そのほか、老朽化した町営住宅について、改修にあたっては周囲の景観とマッチした施工を取り入れることが近年の傾向となっています。

施策の体系

公共下水道の供用開始による水洗化工事の実施

中嶋団地の建て替え事業の推進

景観に配慮した老朽町営住宅の改修

施策の内容

公共下水道の供用開始による水洗化工事の実施

平成18年に供用開始となる団地について、早期に水洗化工事を実施します。

中嶋団地の建て替え事業の推進

老朽化の著しい、中嶋団地については早期に建て替えを促進します。建て替えにあたっては、入居者の多様化や、単身者・高齢者・障害者それぞれのニーズに配慮した、仕様とバリアフリー化を図り、安全で安心して暮らせる魅力ある町営住宅の整備をすすめます。

景観に配慮した老朽町営住宅の改修

老朽化のすすんできた、まちなか中央団地及び家ノ後団地については、個別改善事業による住宅改修事業を実施し、周囲の景観とマッチした外観向上の施工をすすめて、町営住宅の入居率の向上を図ります。



第4章 時代の流れを捉えた産業を振興するまちづくり

第1節 農業の振興

現状と課題

農業は、町の基幹産業と位置づけられています。農業の発展に伴う他産業への波及効果は大きく、本町の産業発展には重要な要件のひとつとなっています。農家への補助金の投入が所得にはねかえってきていない現状です。大規模農家の所得が中規模農家とあまり変わらない現実があります。効率的な補助金活用と農業経営で魅力ある職業としての農業に変えていかねばなりません。

農家の所得が本町の経済に与える影響は顕著であります。近年、米価が下がり、台風被害による減収など農家の台所事情は厳しくなっています。今後は、足腰の強い八郎潟町農業の構築が必要です。町ではJAなど農業組織への支援、農産物の品質向上、生産基盤の整備、生産環境向上のための事業を展開してきました。

主幹作物である水稲への取り組みとして、JAあきた湖東では大粒の高品質米の出荷、栽培状況が分かる栽培履歴の記録を生産者に求め、安全でおいしい米づくりをすすめています。また、省力栽培をめざし、専用田植え機を購入し水田に籾を播く直播栽培米を実施しています。環境に優しい米作りをめざし、数名の農家が無農薬や低農薬栽培に取り組むなど多面的な事業を展開してきました。

次に本町の農業経営の課題である複合経営に町では助成を行ってきました。枝豆やほうれん草栽培にJAが力を入れています。施設型のバラ栽培、トルコギキョウ栽培は若い農家に取り組んでおり、水稲単一栽培からの脱却への期待が込められています。

本町では良好な農産物生産環境を維持するため、農業用廃プラスチックの適正処理、農業用水確保に努めております。

近年、低農薬、無農薬、有機栽培など高値の農産物に人気があります。今後も消費者志向にあった品質、作目を推進し、農家の所得向上につながるよう努める必要があります。

施策の体系

安全で売れる農産物のブランド化
農家並びにJA等農業団体への支援

施策の内容

安全で売れる農産物のブランド化

J A が取り組んでいる農業資材の適正な廃棄運動、土地改良区の水路管理等関係機関と連携を図り、きれいな農村地帯をつくり、安全な農産物生産への組織的な取り組みを啓蒙し、大粒でおいしいJ A あきた湖東米、あるいは八郎潟米の確立を推進し、ブランド化をめざします。

農家へ補助金や営農情報等時期を捉えて提供し、枝豆、キャベツ、ほうれん草他の新たな産地づくりに努めます。

農家並びにJ A 等農業団体への支援

農業の所得増加による他産業への波及効果が期待できるような施策を推進します。

農家へ補助金や農業技術、営農情報等、時期を捉えて提供し、高品質な米、大豆の生産性向上をめざし、また、枝豆、キャベツ、ほうれん草他の新たな産地づくりに努めます。

複合経営に取り組む農家の育成と自立経営のための協力支援体制の強化を図ります。また、農家へ生産技術、経営技術を積極的に広報普及し、適時支援します。



第2節 農業生産体制の強化と生産基盤の充実

現状と課題

農家の現状は、就農率が低く、農業従事者の高齢化が進み、課題の後継者不足は、各農家の努力では解消できなくなってきました。現行の農機具が使えるうちは農業に従事し、買い替えの時期には農地や農作業の委託を希望している農家が増えてくるものと予想されます。農業受委託のバランスがとれるよう町全体での調整が必要と思われます。

また、農地の無許可賃貸借が依然あることからトラブル防止のためにも解消に努め、担い手農家あるいは地域単位での農用地利用集積をすすめる必要があります。

これまで、農業を生産者或いは消費者として理解していただくための施策を講じてきました。小学校、中学校で授業の一環として、町では補助事業を活用し野菜栽培を実施しています。将来の農業従事者が育つことを期待するものです。

こういったなか、家族経営協定を結び会社勤務のように給与を取り決めて意欲的に取り組もうとする農家がでてきました。担い手農家で現在ある組織は、「八郎潟町認定農業者連絡協議会」「八郎潟大豆刈取集団」「農事組合法人八郎潟スカイ」の3組織です。今後も地域・集落営農には重要な組織です。「農事組合法人八郎潟スカイ」は、平成16年に本町初の農事組合法人として誕生し、ラジコンヘリによる各種肥料、農薬散布で農家の労力軽減が期待されます。

本町の農地、農道、用排水路の保全に係る複数の土地改良区は、県の指導のもと行政が調整役となり平成16年度から本格的な合併作業にはいっています。一部土地改良区では合併について理事会の承認を得ており、前向きに取り組んでいます。

農免道路整備では、主幹線となる道路は整備済みで草刈りや補修により農業機械の走行に支障がないよう管理しています。

施策の体系

- 農用地の利用集積の推進
- 認定農家の確保と地域農業の推進
- 農業生産基盤の強化と組織の育成
- 農業に親しむ機会の創出と人材育成
- 農産物の販路開拓の推進

施策の内容

農用地の利用集積の推進

農地や農作業の受委託を円滑にすすめるため、意向調査のうえ、受委託の調整を推進します。

農地の賃貸借は農地法あるいは農業経営基盤強化促進事業により、農業委員会が積極的に取り組み、無許可賃貸借をなくし、農業政策に対応できる土地の集約をめざします。

認定農家の確保と地域農業の推進

農業の担い手づくりのため、認定農家の確保・育成に努め、指導、研修機会の提供など資質向上と農家全体へ認定農業者制度の浸透を図ります。

大豆刈取集団による刈取作業は、収穫作業を大幅に軽減し大豆生産性の向上と転作団地化形成を支えていることから今後も情勢を見極めながら支援します。

現在、農事組合法人がひとつ設立されたおり、今後も農業事業体組織の法人化への誘導と育成を推進します。

農業生産基盤の強化と組織の育成

土地改良区の合併を引き続き促進し、農家の負担軽減と灌漑水の安定化供給のため施設整備など施策を講じ、農家が安心して営農できる農業生産基盤の向上をめざします。

農業への理解と協力関係を地域で育て、農業情勢に応じた集落営農組織の育成をすすめます。

農業に親しむ機会の創出と人材育成

子供たちが、生産者あるいは消費者として身近に農業を体験できる機会を引き続き補助事業を活用しながらすすめます。

新規就農者の促進を図るため、希望者へは研修機会の提供や紹介をし、補助事業の活用を積極的にすすめます。

農産物の販路開拓の推進

地元で穫れた農産物を直接、消費者へ売ることができる直売所などを農業団体や他産業組織あるいは個人事業主と共同歩調で推進します。

第3節 林業と漁業への取り組み

現状と課題

本町で林業を主としている業者及び個人はおりません。しかし、資源や治山として森林を保護していくために、これまで「天池線」の林道舗装整備や除間伐事業、治山工事を実施し、材木生産等へ利便性のある環境づくりに努めて参りました。

次に八郎湖の漁業ですが、許可漁業であり、漁獲量も少ないことから安定収入につながっておらず、年々衰退しています。しかしながら、漁業で生計をたてている人がいます。町では毎年、わかさぎ卵の放流事業へ助成し資源保護に努めています。

また、漁業者の安全航行のため、夜叉袋漁港に赤色等を取り付け管理しています。

施策の体系

森林整備と治山治水事業の推進

松くい虫の予防

八郎湖の資源の保全

観光漁業の研究



施策の内容

森林整備と治山治水事業の推進

五城目森林組合の主導で策定した森林施業計画に基づき、保育、間伐の受託施業を主として推進します。

森林資源の公益的機能を確保するため、パトロール等で点検し林道の補修他、治山治水事業を継続します。

松くい虫の予防

森林に深刻な被害を与える松くい虫防除対策を国庫補助事業により推進し、資源を守ります。

八郎湖の資源の保全

資源保護のため、八郎湖増殖漁業協同組合が行っている、わかさぎ卵放流事業へ引き続き助成します。また、外来魚による生態系破壊には、国県の事業協力や情報を得て、対応していきます。

水質改善は、漁業の面からも重要であり、国・県など関係機関一体となり取り組みます。

観光漁業の研究

八郎湖での体験を主眼とした独自性のある観光漁業を、関係機関と協議しながら実現の可能性を探ります。



第4節 商工業の振興

現状と課題

本町の人口は、平成17年3月末現在で、対前年比で1.5%の7,245人です。ほぼ連続して人口減少が続いている現状に歯止めをかけるためにも、商工業の振興は本町の重要課題であるといえます。

商業の中核的地域の一日市商店街は全県でも屈指の店舗数と長さを誇っています。しかし、空き店舗が目立ち、夜は人通りが少ない現状です。町では街路灯を設置し夜も不便なく買い物できるよう継続的に助成しています。

商工会事業の商店街マップ作成への助成やイベントによるビジネスチャンスを提供しましたが、一過性であり買い物客の増加や他産業への波及効果が出ていません。

住民の購買動向は、近隣町村の大型店へと流れています。また、冬期間の積雪が商店街道路を狭くし交通の妨げや買い物の障害となり、客足が伸びない要因のひとつとなっています。しかし、消費者ニーズにあった商品開発で町外から多くの買い物客が訪れる商店もあり、今後、独自商品開発、個性的な商店経営の取り組みが必要と思われます。

本町の工業の現状は、誘致企業では3社が操業しています。町の就職環境は、新規採用を受け入れる会社が少ないため、地元を離れる若者が多く、地元で定着できるよう雇用機会の拡大が求められています。

新たな企業誘致に関しては、既に工業団地の地域指定を解除しており新たな地域指定は困難となっていますが、雇用が見込まれる優良企業あるいは会社を誘致するための条件整備をすすめる必要があります。

施策の体系

- 商店街の再生支援
- 商工業団体等の強化
- 商工業への支援
- 雇用の場が広がる環境づくり
- 生産、流通環境の充実

施策の内容

商店街の再生支援

既存商店の営業努力に応える支援策を講じつつ、共存、協調する新しい商店街の空間づくりへの適正な支援を検討します。

商工業団体等の強化

商工会、商店会、建設業協会など、組織体制の強化を促し経営相談、人材育成、情報活動など多面的な活動に対し、支援していきます。

商工業への支援

厳しい経営環境に対応し、国・県及び町の融資制度を周知し活用を図りながら、経営基盤の安定強化を促します。

雇用の場が広がる環境づくり

本町の雇用拡大につながる企業を誘致するため、県などとの情報交換を密にし、関係機関と連携を図り円滑に事業進行ができるよう努めます。また、企業用地ほか優遇制度を整えるなど企業の進出意欲を高める施策を講じます。

生産、流通環境の充実

生産流通を活発にするため、道路網整備と維持に努めます。また、高速情報社会に対応するための光ファイバーケーブルなど通信網整備の促進を図ります。これと相俟って、町道中央線の利用効果で人・もの・情報の交流を図ります。



第5節 観光の振興

現状と課題

伝統行事の一日市盆踊り、一日市願人踊、一日市裸参りは広くマスコミや報道機関に取り上げられ、多くの観光客を呼ぶ行事となっております。

八郎湖は全国的に有名な釣り場であり、多くの釣り人が訪れています。全日本野鯉鮒釣り大会は、全国各地から300名強の参加があり全国でも屈指の大会であります。また、春から秋にかけて全国各地から訪れたブラックバスマニアが釣り公園を拠点として楽しんでいます。八郎瀧展示館、湖岸トイレの設置で冬季間を除き夜間でもトイレを利用できるよう施設整備を図りました。

観光行事を町から民間主導への移行をねらいとして設立された観光協会は、町からの補助金に依存しており、独自の事業展開が課題となっております。

本町では、冬期間に集客力のある機会を創出できていません。他産業との協力で取り組んでいく必要があります。

施策の体系

- 効果のあがる祭り、イベントの推進
- 観光協会の体制強化
- 冬季観光事業の推進
- 観光客を呼び込める美しい水辺の再生
- 湖東3町の連携による取り組み



施策の内容

効果のあがる祭り、イベントの推進

集客力のある本町の観光行事を行政主導から、運営から携わって商売に結びつく仕掛けができる民間主導へと誘導し、複数の業種が恩恵をうける企画運営を支援します。

観光協会の体制強化

観光協会の活動を通し、会員の利益が生まれるよう組織体制、運営を指導し行政からの独立を促します。

冬季観光事業の推進

農業あるいは他産業との連携により冬期間の観光事業の創出に努めます。

観光客を呼び込める美しい水辺の再生

本町の一番の自然資源である八郎湖の環境保全に、国、県の事業協力はもとより、啓蒙活動や住民活動との連携で美しい八郎湖に近づくよう努力します。

湖東3町の連携による取り組み

八郎湖町・井川町・五城目町の祭りや温泉、農園ほか3町の観光資源を連結し、相乗効果が生まれる観光事業の創出を図ります。



第5章 教育・芸術文化の薫る心豊かなまちづくり

第1節 幼児教育の充実

現状と課題

本町の幼稚園は、健康で明るい子どもの育成をめざして運営しています。幼児の主体的な活動を確保するために施設や設備、遊び場などの物的・空間的環境の充実に努めています。

また、就学前教育と学校教育のつながりを円滑にするため、幼稚園と小学校の幼児と児童、教職員の連携に努めています。保育園との連携にも努めています。

平成13年度からは3年保育を実施しています。17年度は4歳以上の園児を対象に預かり保育を試行しました。また、平成17年度は県の幼保小連携推進研究モデル園に指定され、就学前教育と学校教育との円滑な接続をめざす研究を幼稚園、保育園、小学校との連携を通して行っています。

幼児教育の振興を図るために未就園児やその親に園を開放したり、保護者からの教育相談、育児相談に応じています。

少子化、核家族化が進み育児の悩みをもつ保護者が増えています。町ではヤングママを対象にした教室や子育て講座を開設し、子育てのサポートを行っています。

施策の体系

- 就学前教育の充実
- 家庭教育の充実
- 預かり保育の推進

施策の内容

就学前教育の充実

3年保育が定着し、保護者との連携も充実してきています。今後さらに教職員の研修を積極的に推進し、本町の幼児教育の中心的役割を担っていきます。

家庭教育の支援

保護者の学習の機会の拡充を図るため、PTA、社会教育と連携し、地域の人材、自然、行事や公共施設の活用を図りながら家庭教育を支援します。

また、子育て相談窓口を設置し、子育てのためのネットワーク作りに努めます。

預かり保育の推進

本町の子育て支援体制を充実させるため、預かり保育を推進します。



第2節 学校教育の充実

現状と課題

義務教育の推進にあたっては、ゆとりある教育やふるさと教育、地域の特色を生かした学習を推進してきました。学習指導の工夫・改善に努め、子供達が積極的に伸び伸びと活動し、基礎学力を身につけることができるように総合的な学習環境をつくってきました。

学校施設は、成長過程にある児童生徒を就学させ、心身の調和的発達を図りながら教育活動を安全に行う施設でなければなりません。

ところで、小学校は築後30年経過しており、小破修理が年々増えて修理費が嵩んでおり、改築をすすめなければならない状況です。

中学校は平成13年度で全面改築事業が完了し、県内にも誇れる教育環境施設となり、生徒は学習や部活動に成果が現れてきています。

また、国際化や情報化社会に対応するために、外国語指導助手の配置やコンピュータの整備などを図り成果をあげています。

また、文部科学省から教育総合推進事業地域指定を受けて、地域と学校が一体となって、人権教育に取り組み、地域の人権意識を高めました。今後もいじめや非行防止への対応が不可欠です。

施策の体系

- 小・中学校教育の充実
- 健康安全管理の充実
- 教育環境施設の整備
- いじめや非行防止対策

施策の内容

小・中学校教育の充実

少子化・高齢化、情報化、国際化など、急速に発展する社会に、主体的に生きる子どもの育成と、学校教育目標を実現するために、学習環境の整備充実に努めます。

ボランティア活動や本町伝統文化の伝承活動に積極的に参加し、郷土に誇りと愛着を持った心優しくたくましい人間形成に努めます。

学校開放といった機会を生かし、学校、家庭、地域の連携を密にし、地域で子供を見守り、育て育む雰囲気醸成に努め、児童生徒の健全な育成を図ります。

確かな学力を身につけさせるため、一人ひとりの能力や学力に応じたきめ細かな指導に努めます。

新しい学習指導を研究し、教職員研修を積極的に推進し教師の指導力の向上に努めます。

健康安全管理の充実

児童・生徒や教職員の各種検診を実施し、健康管理に努めます。保健教育の充実には各種研修に積極的に参加をして専門的な指導力の向上に努めます。

登下校時の児童・生徒の安全については、防犯体制の強化や環境の実態を把握し、地域全体で見守る意識向上を図りながら関係機関と連携しながら安全確保に努めます。

教育環境施設の整備

小学校施設は、築後30年を経過しており改築が必要な時期になっています。耐震化優先度調査を実施し、その結果に基づき施設整備を検討します。また、屋外環境や教材機器の整備は計画的に充実を図ります。

いじめや非行防止対策

小学校のぬくもり委員会、中学校のいじめ・不登校対策協議会を活用し、定期的にアンケートなどを実施して早期発見に努め、いじめや非行防止に努めます。

第3節 青少年健全育成の推進

現状と課題

少子化や核家族化による人間関係の希薄化や遊び場の減少が青少年の健全育成に影響しています。また、携帯電話やインターネットなど、情報機器の普及などで青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。

近年は、少年犯罪の凶悪化や多発化、あるいは大人からの虐待や青少年を狙った犯罪の増加など、青少年に係る社会問題はさまざまな形で表れています。

今後も、青少年に係る問題解決に取り組むことが必要とされています。

施策の体系

地域との連携と社会参加
健全育成運動の推進
あいさつ励行運動の推進

施策の内容

地域との連携と社会参加

地域との連携をすすめるために、地域行事などへの参加を促進します。また、家庭・地域・学校それぞれのもつ力を十分に発揮し互いの協力のもとで、青少年健全育成の実現がはかれるよう相互の関係を強化するとともに、人材の活用と地域ボランティアの育成・支援や情報提供をおこないます。

健全育成運動の推進

青少年健全育成団体や青少年団体の活動を支援するとともに、家庭での活動やコミュニティ活動、ボランティア活動などを推進します。

あいさつ励行運動の推進

本町の未来を担う子供たちが、社会に対応できるように「おはよう」、「こんにちは」、「ありがとう」、「さようなら」などのあいさつ励行を運動として推進します。

第4節 社会教育の充実

現状と課題

情報化などの社会の急激な変化と進展は、町民の生活や意識にも影響を与えています。学校教育で学んだ知識や技術を超えて社会変化に対応することが求められています。このため自分のライフスタイルにあわせた学習がより必要になってきています。

このため、「自分を豊かにする学習」を生涯にわたり続ける、いわゆる生涯学習が求められています。これらの多様化する学習需要に対応する体制が今後も必要です。

本町の社会教育は、情報化社会や国際化社会そして男女共同参画社会の到来という現実を見据えたうえで、多様な学習要求や生活に密着した学習に対応するため、各種講座や教室をはじめ、研修会や講演会などの社会教育活動を展開してきました。

こういう多様なニーズに対応するため地域の実態に即した一貫性のある生涯学習プログラムを確立するとともに、町民の一層の学習活動の充実を図ります。

施策の体系

- 生涯各期における学習活動の推進
- 社会教育と学校教育の連携
- 社会教育施設の有効活用



施策の内容

生涯各期における学習活動の推進

町民の学習意欲が高まるなか、いつでも、どこでも、だれでも必要とするものを自分にあったスタイルで楽しく学べるよう、情報の提供、学習拠点の整備などに努め、学習参加者の拡大と自主活動の推進を図り、生涯学習社会づくりを推進します。

特に青年層の学習参加の促進とまちづくりに結びつく活動の展開を図ります。

社会教育と学校教育の連携

公民館と学校等との交流を推進し、地域に開かれた学校として、学習機会の拡充を図ります。

ボランティアを活用した事業の推進、学校施設を活用した事業の推進など、相互の連携を深め活動計画の段階から協力体制の確立を図ります。

社会教育施設の有効活用

公民館については、研修施設のあり方と個人学習の場としてのあり方を検討するとともに、多様な学習要求に応じた機会の提供に努め、自主サークル活動などをすすめるための拠点となる施設の充実に努めます。

図書館については、新刊書の購入や利用しやすい体制を図り、利用増をすすめます。



第5節 芸術文化の振興

現状と課題

近年、心の豊かさを求める町民の意識が高まるなか、人生にゆしみと潤いをもたらすものとして文化に対する関心がますます高まっています。

本町の芸術文化活動は、芸術文化協会が中心となって創作活動や発表会などを開催し、町民への鑑賞する機会を提供しています。

今後は、地域に根づいた芸術文化活動が活発に行われるようにするため、文化を支える人材の育成など地域における芸術文化の振興、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充します。

施策の体系

芸術文化活動機会の拡充

芸術文化団体の育成・支援

施策の内容

芸術文化活動機会の拡充

公民館（農村環境改善センター）を核に町内施設を活用し、芸術文化活動への参加と展示企画の開催で施設の利用拡大に努めます。

また、芸術文化協会の活動や趣味講座の紹介や優れた芸術文化に触れる機会を拡充し、芸術文化の意識の高揚と活動の質の向上に努めます。

芸術文化団体の育成・支援

地域に根ざした芸術・文化を振興するため、既存団体の育成・活動を積極的に支援します。

第6節 文化財の保護と継承

現状と課題

文化財の保護と継承は、本町の歴史、文化などを正しく理解し伝えるために大切なものです。将来の町の文化の向上発展の基礎となるものです。

本町には、県指定文化財が2件、町指定文化財が5件あります。これら文化財の保護、継承については、刊行物の発行・由来看板の設置や各種社会教育事業を通じてその重要性や継承について、さまざまな活動を推進しています。

今後、文化財の指定・保存保護・民俗芸能の後継者育成が課題ですが、有形、無形、民俗文化財の保存・保護に努めるとともに、青少年への普及活動に力を入れ、貴重な町の文化遺産を後世に引き継ぐことが必要とされています。

施策の体系

- 史跡整備の促進
- 文化財保護意識の育成
- 歴史ボランティアの活用



施策の内容

史跡整備の促進

町内にある文化財の調査・資料収集をおこない、町指定に向けて取り組みます。指定物件以外の文化財について状況調査を実施し、保存・保護に努めます。

また、新たな文化財の指定や既存文化財の保護継承に努め、貴重な文化遺産を後世に引き継ぐための施策を展開します。

文化財保護意識の育成

町民の文化財保護意識の向上を図るため、標柱・説明看板などの設置を推進するとともに、保存団体などの活動を支援し、後継者育成に努めます。

また、社会教育事業の一環として、文化財遺産巡りの学習会の実施、文化財に対する町民の関心と理解を深めます。

歴史ボランティアの活用

本町には史跡や芸能などたくさんの歴史的文化財があります。本町の史跡や歴史を探訪する方が見受けられます。この方たちに文化財を説明するボランティアを募集し、町民の知識と意欲を活用した文化財保護事業をすすめます。



第7節 スポーツ・レクリエーションの推進

現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、オリンピック記念会館を中心とした中羽立公園の環境整備を行ない、本町の生涯スポーツの拠点として各種事業を推進してきました。

本町は平成19年秋田わか杉国体のウエイトリフティング競技開催地となっています。これに伴い平成17年には八郎潟町実行委員会を立ち上げ、全町民参加の準備体制がすすめられています。

平成18年には国体リハーサル大会として、全日本社会人ウエイトリフティング選手権が予定されています。今後受け入れ態勢の準備が課題です。

中羽立公園にある各種運動施設は、年間を通じて町内外から多くの利用があります。中でも町体育協会主催のスポーツフェスティバル（体育の日）では、全町民が各種スポーツに触れ、スポーツの楽しさと体力の増進に大きな役割を担っています。

また、平成14年から学校体育から社会体育へとスポーツ少年団のあり方が変わり、指導も民間指導者へ移行されました。指導者の確保と、少子化による団員の確保が急務となっています。

施策の体系

体力づくり、スポーツ活動の推進
秋田わか杉国体に向けて
スポーツ施設の整備と活用
指導者の確保と養成



施策の内容

体力づくり、スポーツ活動の推進

町民の交流と体力増進を図るために町民総参加の各種スポーツ大会・レクリエーションなどの開催、ニュースポーツの普及を図ります。

体育協会など諸団体と連携した事業の推進を図りながらスポーツ活動を通じて町民が心身ともに健康で豊かな生活の実現をめざしながら、スポーツが日常生活に定着するための施策を展開します。

秋田わか杉国体に向けて

平成19年の秋田わか杉国体に向け八郎潟町実行委員会が発足し、競技会場の整備等もすすんでいます。受け入れ態勢は、県関係機関や関係競技団体との連携を図り準備をすすめます。また、国体情報を広報紙やホームページを活用して広く啓蒙し、町民意識の高揚を高めます。

スポーツ施設の整備と活用

中羽立公園体育施設の活用を図るため、芝生広場などの環境整備をすすめ利用拡大を促進します。

また、体育施設での全県大会・行事などについて町民に周知し、観覧の機会を提供するなど、体育施設のPRに努めます。

指導者の確保と養成

スポーツ少年団が民間指導への移行に伴いスポーツ団体（体育協会）との連携を密にし、指導者の養成と確保に努めます。

また、少子化が進行している状況の中、全町体育行事も区単位から地域単位への拡大を図るとともに、社会体育推進員・子供会世話人を活用し事業の再構築を促進します。



資料編

八郎瀧町総合振興第5次基本構想審議会委員名簿

会 長 石井 裕
副会長 小野 恵子

福祉部会	部会長 副部会長	八郎瀧町老人クラブ連合会会長 八郎瀧町民生児童委員協議会会長 八郎瀧町社会福祉協議会副会長 八郎瀧町保健委員 八郎瀧保育園園長 特別養護老人ホームうたせ苑施設長	川村 秀雄 水谷 佳治 小野 久米之助 畠山 良子 北嶋 幹雄 石井 幸三
生活環境部会	部会長 副部会長	まちづくり委員会生活環境部会部会長 八郎瀧町婦人会会長 八郎瀧町消防団団長 交通安全協会八郎瀧支部副支部長 廃棄物減量等推進員(町内会長) 八郎瀧町防犯協会副会長	大高 博 筒井 典子 村井 昇 鎌田 憲三 景山 哲郎 佐藤 孝至
産業部会	部会長 副部会長	あきた湖東農協理事 八郎瀧町農業委員会会長 八郎瀧町誘致企業 横浜電子工業(株)取締役社長 八郎瀧町青年者異業種交流会メビウス会長 秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合八郎瀧支部長 湖東3町商工会会長	畠山 一孝 櫻庭 正男 首藤 健次 菊地 文人 佐藤 英憲 石井 裕
教育部会	部会長 副部会長	八郎瀧町芸術文化協会会長 八郎瀧町PTA連絡協議会会長 八郎瀧町体育協会副会長 八郎瀧町生涯学習奨励員協議会会長 八郎瀧小学校長 八郎瀧町社会教育委員	藤井 久男 小玉 美穂子 志田 憲昭 畠山 金美 石山 輝夫 小野 恵子

敬称略・順不同

策 定 の 経 過

策定委員会関係	
平成 17 年	
5 月 30 日	第 1 回八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想策定委員会 (庁内職員 16 名任命)
6 月 22 日	第 2 回 同
10 月 28 日	第 3 回 同
12 月 7 日	第 4 回 同
12 月 21 日	第 5 回 同
12 月 27・28 日	町長ヒアリング
平成 18 年	
2 月 9 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会答申検討会

まちづくり委員会関係	
平成 17 年	
6 月 1 日	まちづくり委員会公募
6 月 20 日	第 1 回まちづくり委員会 公募委員 30 名
7 月 4 日	まちづくり委員会 第 1 回教育部会
7 月 4 日	まちづくり委員会 第 1 回福祉部会
7 月 5 日	まちづくり委員会 第 1 回生活環境部会
7 月 6 日	まちづくり委員会 第 1 回産業部会
7 月 12 日	まちづくり委員会 第 2 回生活環境部会
7 月 12 日	まちづくり委員会 第 2 回教育部会
7 月 12 日	まちづくり委員会 第 2 回福祉部会
7 月 13 日	まちづくり委員会 第 2 回産業部会
7 月 19 日	まちづくり委員会 第 3 回生活環境部会
7 月 20 日	まちづくり委員会 第 3 回教育部会
7 月 20 日	まちづくり委員会 第 3 回産業部会
7 月 20 日	まちづくり委員会 第 3 回福祉部会
7 月 26 日	まちづくり委員会 第 4 回生活環境部会
7 月 27 日	まちづくり委員会 第 4 回産業部会
8 月 8 日	まちづくり委員会 第 4 回教育部会
8 月 8 日	まちづくり委員会 第 4 回福祉部会
8 月 26 日	第 2 回まちづくり委員会 町長へ提言提出

審議会関係	
平成 18 年	
1 月 12 日	第 1 回八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会 町長より諮問（町内各種団体長・学識経験者計委員 24 名任命）
1 月 16 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会第 1 回教育部会
1 月 19 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会第 1 回福祉部会
1 月 19 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会第 1 回産業部会
1 月 20 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会第 1 回生活環境部会
1 月 26 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会第 2 回福祉部会
1 月 26 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会第 2 回教育部会
1 月 27 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会第 2 回生活環境部会
1 月 27 日	八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会第 2 回産業部会
2 月 8 日	第 2 回八郎瀧町総合振興第 5 次基本構想審議会 町長へ答申

議会関係	
平成 18 年	
2 月 23 日	八郎瀧町議会全員協議会へ原案説明
2 月 28 日	八郎瀧町議会より意見・要望
3 月 2 日	原案の一部修正
3 月 7 日	八郎瀧町議会に修正案配布
3 月 17 日	八郎瀧町議会 3 月定例会に議案上程
同	可 決

八 総 発 第 1 4 3 号
平成18年 1月12日

八郎潟町総合振興第5次基本構想審議会会長 様

八郎潟町長 土橋多喜夫

八郎潟町総合振興第5次基本構想（案）の諮問について

21世紀の八郎潟町のあるべき姿と、これを実現するための新たなまちづくりの基本方針を明らかにしたいので、八郎潟町総合振興第5次基本構想（案）について、貴審議会の意見を賜りたいので、ここに諮問致します。

平成18年 2月 8日

八郎潟町長 土橋多喜夫 様

八郎潟町総合振興第5次基本構想審議会
会長 石井 裕

八郎潟町総合振興第5次基本構想(案)の答申について

平成18年1月12日付け、八総発第143号で諮問のありました、八郎潟町総合振興第5次基本構想(案)について、慎重に審議した結果、次のとおり答申致します。

1. 福祉について

第1節「保健センターを拠点とした町民の健康づくりの推進」については、施策の内容 保健・福祉・医療の連携の中で「保健・福祉・医療の各機関の連携をすすめます。」を、さらに積極的に推進するため「連携を強化します。」に改めていただきたい。

第2節「乳幼児期の健康づくりと育児支援」については、施策の内容 安心して子育てできる育児環境の確保の中で「母親への支援の充実を図ります」を、母親だけでなく、父親も含めた形での支援を行い、父親によって格差のある保育に対する意識の高揚を図るべきということから、「父親・母親への支援の充実を図ります。」に、また、施策の内容 乳幼児期から思春期まで一貫した健康管理の中で「保育園や学校等関係機関」を、幼稚園を明記して「保育園や幼稚園、学校等関係機関」に改めていただきたい。

第8節「地域ぐるみの児童福祉対策」については、施策の内容 保育サービスの充実の中で「保護者ニーズに合わせ一時保育、延長保育及び休日保育を促進します。」を「保護者ニーズに合わせ一時保育、延長保育を促進します。休日保育については実情に合わせた体制づくりをすすめます。」に改めていただきたい。

なお、健康づくりについて「早朝検診の結果で異常があった場合でも、病院で再検査を受けないケースが多い。再検査を受けに行くようにするため、なにか工夫が必要だ。」、障害者雇用体制の整備について、「公的な施設等で雇用をすることも検討するべき」という意見がありましたことを付

け加えておきます。

2. 生活環境について

第2節「消防の充実・防災体制の強化」については、防災行政無線が聞き取りにくいという現状から、難聴地区の解消を図る施策を明記することを要望します。

なお、「高速道路のアクセス道路と通称干拓道路との接続を一日も早く実現を切望します。また、町道中央道を通称干拓道路まで延伸することを検討して頂きたい。」「町民はおいしい水を切望しているので、今後も高度処理方法などの調査研究を行い、施設機器の更新時に導入できるように努力して頂くことを切望します。」という意見がありましたことを付け加えておきます。

3. 産業について

第5節「観光の振興」については、商店街を活かしたイベントの開催や、例えばミニ博物館みたいなものを造って商店街に人を入れ込む工夫の施策、また、鹿角市のアントラーのような実演展示施設や野菜や物品の直売所をバリュー跡地に造って観光の活性化につなぐ施策の実現を目指して基本構想に盛り込むことを要望いたします。

なお、「減反政策が今後も続き、米依存の農業では将来性がみえないため、米作から果樹に切り替えるなど、おもいきった農業の大転換を考えるべき。」「農協の戦略としては野菜、大豆としているので、今後もこれを推進したほうがよい。」「八郎湖の水質改善ができれば、魚業振興対策もすすむと思われるが、現状のままでは難しいだろう。」「商店街にパーキングメーターをつけて買い物駐車ができるようにするとか、数台の車がおけるポケット駐車場のようなものがほしい。」「町有地を企業に無償貸与する政策を行って企業誘致に取り組み、雇用の創出と定住人口の増加を図る政策がほしい。」という意見がありましたことを付け加えておきます。

4. 教育について

第1節「幼児教育の充実」について、幼稚園では週4回のお弁当日がありますが、働く女性の育児環境の向上、子供の栄養管理、夏場の食中毒等食品衛生管理の観点から給食を実施してはどうかという意見がありました。それについて教育委員会では「家庭で子供に弁当をつくり、もたせることは、親と強い愛情のきずなを形成するためには大切なことと考えています。子どもの健全な育成のために、弁当持参は続けたい。」という回答がありましたが、なお、審議会としては今後の幼稚園教育に是非必要な施策と考えますので、基本構想に盛り込むことを要望いたします。

また、同節において、幼児教育について、就学前教育の充実については、

幼稚園教育として捉えているようですが、保育園も取り込んだ中での施策の展開を実施するよう要望いたします。

第2節「学校教育の充実」については、現状と課題に「小学校は築後30年を経過しており、小破修理が年々増えて修理費がかさんでおり、改築をすすめなければならぬ状況です。」とあることから、施策の内容においても、改築に取り組むことを明確に記載することを要望いたします。

また、改築にあたっては、小・中一貫校の実現について検討することを要望いたします。

なお、同節で施策の内容 いじめや非行防止対策と関連して、平成17年度から心の相談員の配置がなくなっていますが、心身発達の重要な時期に本町生徒の健全育成を図るうえで、大切なことと考えますので、今後も配置されるよう要望します。

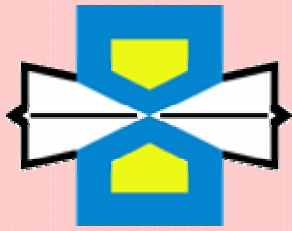
第5節「芸術文化の振興」については、17年度に各団体が自主的にすすめた芸文フェスタの継続を要望するとともに、他市町村との交流拡大、および町民の芸術鑑賞機会の拡大を積極的にすすめるよう要望します。

第6節「文化財の保護と継承」については、本町の伝統文化である一日市盆踊りを後世に正しく伝えるために「一日市盆踊り保存会」をつくることを要望します。

なお、またこれからのまちづくりの理念としている第5章「町民と行政が手を携えるまちづくり」について、教育立町として魅力ある施策を行い、若い人が住みたくなるまちづくりを造ること。今まで以上に、町内会等の活性化を支援すること。少子高齢化がますます進行するので、これを打開する具体的な人口増対策を行うこと。など参考意見として付します。

以上のほか、本計画案は妥当です。

情報化の進展、国際化の発展、少子高齢化の社会現象など刻々と変わる社会情勢、それによる町民生活環境の変化のなかで八郎潟町が本基本構想(案)に基づいて、着実に発展することを期待し、実効ある施策を推進するよう望みます。



町章の由来

町章は、地勢環境を大自然の中からえがき出し、躍進する町勢と和衷協力、平和と繁栄を表したものです。

即ち、中心をなす8は、湖八郎潟の八と、一日市町と面潟村の二町村が合併したことを意味し、左右の帆のかたちは、順風満帆に風をはらませて進む舟のように、かぎりない八郎潟の躍進する姿を表現したものです。

昭和32年11月3日 制定



町の木「^{けやき} 檜」

厳しい風雪に耐える強じんな生命力、くらしの中の檜は四季折々の自然の姿を楽しませ、その風格は伸びゆくわが町を象徴するにふさわしい。

昭和61年9月30日 制定



町の花「さつき」

赤、白、ピンクと彩り、花形共に豊か、愛好者が多く初夏に咲く美しい姿は明るく健康で、町のシンボルに最適。

昭和61年9月30日 制定

八郎瀧町町民歌

作詩 三戸 幸二郎
作曲 大山 金三郎

一・東の空の あけぼのに
出羽の山山 そびえ立ち
ひらける美田 耕して
瀧の白帆を 語りつぎ
恵まれし地に 果てしなく
伸びゆくは わが八郎瀧

三・寒風山に 雲なびき
西の海風 吹きわたり
希望の力 湧き出する
ゆくて明るき 産業に
栄光の道 ひらかれて
豊かなる わが八郎瀧

二・桜名高き 三倉鼻
一望に町 ひらけゆき
馬場目の流れ 清らかに
伝統誇る 盆踊り
文化の流れ 受けついで
うるわしき わが八郎瀧

(昭和三十六年十一月三日制定)

八郎瀧小唄

作詞 紅川 草一
作曲 小野崎 孝輔
補作 石田 玲水

一・ハア一
かすみ一と刷毛 サラリと染めて
三倉鼻からソレ 花便り
カッコーラインも ほろ酔い機嫌
招くさくらのネ一
招くさくらの あで姿
ホン二八郎瀧よいとこ 花の町

三・ハア一
瀧はかがやく ワカサギ網に
浮かぶボートのソレ 水かがみ
恋の岩屋は 紅葉に晴れて
黄金波うつネ一
黄金波うつ たから風
ホン二八郎瀧よいとこ 米の町

二・ハア一
踊る手拍子 浴衣の袖に
囃し太鼓のソレ 音のよさ
ゆれる灯籠 寄りそう影に
月もほんのりネ一
月もほんのり 薄化粧
ホン二八郎瀧よいとこ 夢の町

四・ハア一
月の夜明けに 若さを誇る
裸参りのソレ 肌の色
つもる雪ほど 情けも深く
しんべこけらこのネ一
しんべこけらこの 名も高い
ホン二八郎瀧よいとこ 雪の町

(昭和五十一年十一月三日制定)

**人・環境・文化のきらめくまち八郎潟
八郎潟町総合振興第5次基本構想**

平成18年4月 発行

編集・発行

秋田県八郎潟町役場 総務課

住 所：秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80

電 話：018-875-5800

E-mail：soumu@town.hachirogata.lg.jp

